

平成14年度

掛之上遺跡14・15・19

－ 本文編 －

2002

静岡県袋井市教育委員会
袋井市役所建設経済部区画整理課

平成 14 年度

掛之上遺跡 14・15・19

－ 本 文 編 －

2002

静岡県袋井市教育委員会
袋井市役所建設経済部区画整理課

例 言

1. 本書は、平成14年度に袋井市教育委員会と袋井市役所建設経済部区画整理課が実施した、掘之上遺跡の第14・15・19次（補助金対応分）の発掘調査報告書本文編である。なお参考資料として、第14次発掘調査区の隣接地である第12次発掘調査区の成果についても報告する。
2. 本発掘調査は袋井市教育委員会松井一明が発掘調査の担当者として実施した。
3. 本調査に係る事務については、袋井市役所建設経済部区画整理課駅前推進係が行った。特に、駅前推進係の白井正彦、松井一己、松井純二、藤田佳三、渡邊規恵の各氏には、現場と事務に関して円滑な調整をして頂いた。ここに記して感謝いたします。
4. 本書の編集・執筆は松井が行った。
5. 本書に使用した遺物の写真は、松井が撮影したものを使用した。
6. 本書に使用した遺構の実測図は、株式会社フジヤマが行った写測図を使用したものであるが、土層断面図や遺物出土詳細図等については松井が作成した。なお方位・測量図については、国土座標真北（日本測地系）を使用している。
7. 本調査で得た資料については、すべて袋井市教育委員会が保管している。
8. 本発掘調査は静岡県教育委員会教育長より袋井市長あて「埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」（教文第2-51号・平成11年6月8日付け）の指示によるものである。
9. 本書作成のため以下の機関・方々から資料の提供やご協力を賜わった。（敬称略）
及川司 加藤理文 河合修 斎野裕彦 平野吾郎 平松良雄 溝口彰啓 向坂綱二 山中敏史
方形周溝墓研究会の方々

目 次

第1章 調査に至る経過	1
第2章 調査の経過	3
第3章 掛之上遺跡と奈良時代の周辺遺跡の様相	4
第4章 第12・14次発掘調査の遺構と遺物	5
1. 遺構	5
基本土層	5
掘立柱建物	5
柱穴列	6
方形周溝墓・土器棺	6
土坑	6
溝	7
柱穴群	7
2. 遺物	8
弥生時代の遺物	8
古墳～奈良時代の遺物	8
江戸時代以降の遺物	8
第5章 第15次発掘調査の遺構と遺物	19
1. 遺構	19
基本土層	19
竪穴住居	19
掘立柱建物	19
方形周溝墓	20
井戸・土坑	20
溝	21
柱穴群	21
2. 遺物	21
弥生時代の遺物	21
古墳～平安時代の遺物	22
平安時代末以降の遺物	22
第6章 第19次発掘調査の遺構と遺物	33
1. 遺構	33
基本土層	33
竪穴住居	33
方形周溝墓	33
土坑	33
溝	33
柱穴群	34

2. 遺物	34
弥生時代の遺物	34
古墳時代の遺物	34
第7章 まとめ	40
弥生時代の遺構	40
古墳時代後期の遺構	42
奈良時代の遺構	42

插图目次

第1图	調査位置図	2
第2图	第12・14・15次発掘調査全体図	9・10
第3图	第12・14次発掘調査全体図	11・12
第4图	基本土層 SZ5 SK5 土器棺1実測図	13
第5图	SK2~4・6・7 SD2実測図	14
第6图	基本土層 SH1 SA1・2実測図	15
第7图	SZ1~4実測図	16
第8图	第12次発掘調査区出土土器・金属製品実測図	17
第9图	第14次発掘調査区出土土器実測図	18
第10图	第15次発掘調査区他全体図	23・24
第11图	基本土層 SB5・6 P24実測図	25
第12图	SH6実測図	26
第13图	SE4・SZ14・SX1実測図	27
第14图	SZ10・11実測図	28
第15图	土器実測図1	29
第16图	土器実測図2	30
第17图	土器実測図3	31
第18图	土器実測図4 木製品・石製品実測図	32
第19图	第19次発掘調査区他全体図	35
第20图	基本土層 SB1 SK12実測図	36
第21图	SZ1・SK11・13実測図	37
第22图	土器実測図1	38
第23图	土器実測図2	39
第24图	時代別遺構変遷図1	41
第25图	時代別遺構変遷図2	43
第26图	掛之上・岡・小郡遺跡政庁・正倉院比較図	45

写真図版目次

図版1	遺物写真(1) 土器
図版2	遺物写真(2) 土器
図版3	遺物写真(3) 土器・石製品・木製品

掛之上遺跡第14・15・19次発掘調査報告書

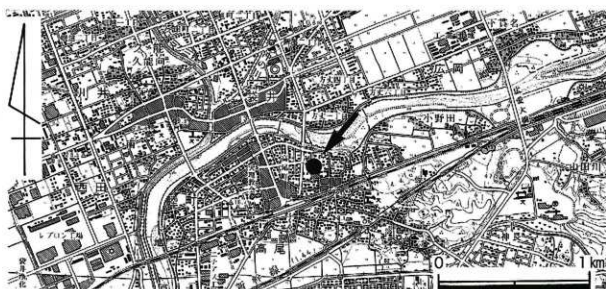
第1章 調査に至る経過

袋井市高尾地内に所在する掛之上遺跡は、昭和49年7月～12月に「中遠広域都市計画事業袋井駅前地区土地区画整理事業並びに中遠広域都市計画道路の建設」に関連して、掛之上地区に所在していた周知の埋蔵文化財である狐塚古墳が発掘調査の対象となり、狐塚古墳発掘調査委員会が組織され、川井正一氏（当時袋井市教育委員会）を担当者として調査を実施したのが第1次発掘調査である。第1次発掘調査の後、昭和57年に個人住宅建築（第2次発掘調査）、昭和63年に袋井駅前地区土地区画整理事業に伴う道路部分（第3次発掘調査）、平成9年に（財）静岡県埋蔵文化財調査研究所により原野谷川護岸改修工事（第4次発掘調査）が実施された。

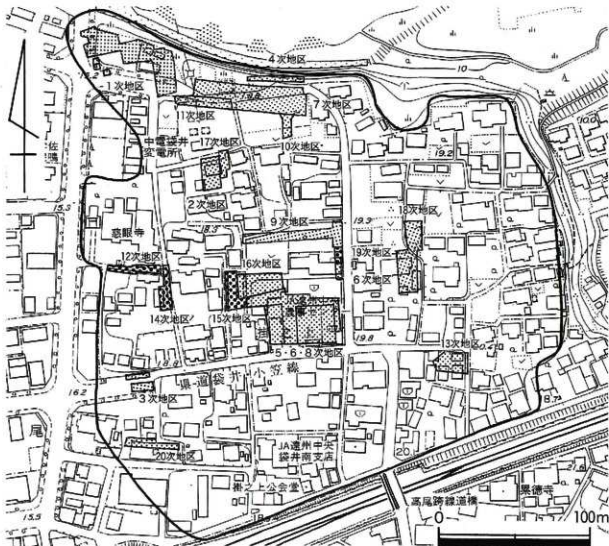
今回報告の掛之上遺跡第14・15・19次発掘調査は「袋井市駅前第二地区土地区画整理事業」に伴う発掘調査である。関連の発掘調査はまず平成9年に永井義博氏（袋井市教育委員会）を担当者として試掘調査が実施され、概ね掛之上地内のほとんどに埋蔵文化財が所在することが判明した。この試掘調査の結果から本調査に取り掛かるため、平成11年5月6日付で袋井市長豊田舜次名（袋井市役所区画整理課）で文化庁長官宛てに「埋蔵文化財発掘の通知について」（文化財保護法57条の3の規定）が提出された。これを受けて平成11年6月8日付の「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事について」（教文第2－51号）の通知が、静岡県教育委員会教育長杉田豊名で袋井市長宛て送付され、区画整理事業着手前の発掘調査が正式に指示された。

「袋井市駅前第二地区土地区画整理事業」の発掘調査については、主に都市計画・区画道路と宅地造成部分が調査の対象となっている。宅地造成部分については今回報告のように市対応の発掘調査となるほか、道路部分については歩道がつく客員幅17mの幹線道路（交付金対応）と、歩道部分のない客員幅6mの区画道路（補助金対応）に別れる。本調査の行われた経過は、第1回目として平成11年度に永井義博氏を担当者として遠州中央農業協同組合袋井南支所（JA南支所）の移転に伴う建物建設予定地分（第5次発掘調査）を始めとし、平成12年度以降は松井が担当者として、平成12年度は南支所の建物設計内容の変更や周辺地下工事に係わる追加の発掘調査（第6次発掘調査）、小野田柳原線に伴う発掘調査（第7次発掘調査）の2件の発掘調査が実施された。引き続き平成13年度では補助金対応の区画道路建設に伴う発掘調査として区画道路6号線（第9次発掘調査）、区画道路1号線建設（第10次発掘調査）に係わるもの、市対応のJA南支所の駐車場部分の造成に係わる第8次発掘調査、交付金対応の幹線道路路分の小野田柳原線に伴う発掘調査（第11次発掘調査）、特殊道路1号線（第12次発掘調査）など第8～12次の合計5件の発掘調査が実施された。

平成14年度においては、今回報告する補助金対応の区画道路建設に伴う発掘調査では区画道路4号線（第14次発掘調査）、区画道路5号線建設（第15次発掘調査）、区画道路2号線（第19次発掘調査）、区画道路10号線（第20次発掘調査、別年度報告）のほかに、市対応分の宅地造成成分の調査である第13・16・17次発掘調査、交付金対応の幹線道路建設に伴う発掘調査の田端掛之上線（第18次発掘調査）の合計8件の調査が実施され、年々増加の傾向が見られる。また、個人住宅の基礎部分や幅の狭い側溝など小規模な埋蔵文化財の破壊に伴う事業については立会調査を実施しており、平成14年度だけでも7件を行ってきているが、これについてもかなりの件数になってきている。



1 : 25000



1 : 2500

第1図 位置図

第2章 調査の経過

平成14年度の補助金対応の発掘調査については、昨年度より区画道路4・5号線に係わる発掘調査を先行して行うよう依頼を受けていたために、平成14年度の最優先の市予算対応分の第13次発掘調査終了後に行うよう予定していた。通常区画道路の場合、歩道はないものの客員幅6mであり側溝の掘方分の調査も行うため7m近い道路幅の調査になる。また、区画道路4・5号線部分の発掘調査については郡衛に関係する重要遺構が検出される可能性が高いため、検出された場合の遺構の取り扱いについては、発掘調査着手以前から静岡県教育委員会文化課の指導を受けながら調査を進めることとした。平成14年度本調査を実施した調査は、区画道路4号線（第14次発掘調査）、区画道路5号線（第15次発掘調査）、区画道路2号線（第19次発掘調査）、区画道路10号線（第20次発掘調査）の4件であるが、第20次発掘調査は平成15年2月3日着手3月上旬の終了となったため、資料整理が間に合わず本報告書には調査成果を掲載することができなかった。

さて第14次発掘調査は一部家の移転が済んでいないため変則的な調査区となり、調査対象面積は260㎡となった。発掘調査は平成14年6月7日より事前準備を始めつつ、6月19日より重機による表土掘削を開始した。既存の道路下であることから包含層は存在しないうえに遺構面も一部削平されていることが明らかとなったため、重機にて遺構確認面まで表土掘削を行うことができた。何回か雨天にあったこと、大型の掘立柱建物が検出されたことから予定よりも作業が遅れたが、遺構の密集度が極端に低いこと、遺物の出土量が少ないことなどから予定どおり7月中旬には調査が終了した。

第14次発掘調査が終了し次第、引き続き第15次発掘調査を着手するよう準備に入る。第15次発掘調査の調査対象面積は200㎡となった。発掘調査は7月22日より重機による表土掘削を開始した。道路や工場跡地であったことから一部包含層が見られる所もあったが遺存状況は悪かったので、遺構確認面まで重機による表土掘削ができた。天候も良く遺構の密集度もさほどではなかったが、調査を進めるなかで予想通り大型の掘立柱建物が検出されたので、第14次発掘調査区の大形掘立柱建物とともに7月24日静岡県教育委員会文化課の及川司、河合修の両氏に現地で遺構の取り扱いの指導をうけた。文化課からは本年度でもできる限り重要遺構の保存が求められ、道路の築造深度を浅くすること、土・下水道管の敷設位置を遺構に重ならないようにする設計変更をしてもらい、遺構の中には砂を充填して保存を計るよう指導を受けた。しかしながら、側溝の埋設レベルについては設計変更ができない旨区画整理課から強く要望されたことから、8月に工事が着手され残念ながら側溝にかかる遺構のほとんどが破壊された。その他の部分では遺構面が一部削平され破壊されたが、遺構には砂が充填され学芸員立ち会ひのもと埋めもどされ一部ではあるが重要遺構の地下保存が計られた。

第19次発掘調査は調査対象面積は40㎡程度に留まることから、田端掛之上線道路の調査と並行して行うことになったが、11月に突然区画整理課から当初予定にない区画道路10号線（第20次発掘調査、調査対象面積150㎡）を平成15年2月から一部並行して行うよう依頼され、以後2地点の調査区を同時に進めなければならない極めて困難な状況になった。第19次発掘調査は11月5日より調査を開始したところ、包含層は一部残存していたが重機にて遺構確認面まで表土掘削をした。遺構の密集度は多く遺物の出土量も一定量あったが調査面積が狭いため、11月8日には調査を終了することができた。

11月以降は田端掛之上線道路の調査も同時に開始したため、補助金対応事業分の報告書刊行に向けての資料整理は現地調査と並行して行うことになり、かなり困難な状況ではあったが関係者の協力を得てなんとか年度末の平成15年3月末日までに報告書を刊行し、全ての事業を終了した。

第3章 掛之上遺跡と奈良時代の周辺遺跡の様相

掛之上遺跡は現在までの調査状況で、縄紋～中・近世に至る歴代の遺跡で、とくに弥生時代中期～奈良時代では袋井市屈指の拠点集落・官衙遺跡であることが判明してきている。今回は奈良時代の遺構が特筆されるため、袋井市域の奈良時代の遺跡について概観してみたい。

袋井市域の奈良時代の遺跡としては、まず郡衙関連遺跡として坂尻遺跡と春岡遺跡があげられる。坂尻遺跡は、袋井市東部地区の掛川市との市境で、近世東海道が原野谷川を渡る西岸の自然堤防上という極めて官衙的な立地条件を満たす場所に位置している。遺跡からは袋井バイパスや大和ハウス工業工場建設地区等多くの調査区から、掘立柱建物や竪穴住居が多数見つかった。袋井バイパス調査区からは、櫓列で囲まれた掘立柱建物やかまどを伴わない竪穴住居が発見されたこと、「佐野厨家」や「日根駅家」、「嶋津」、「市」の墨書土器が出土したことから、佐野郡衙の厨家、駅家であると見られている。また市や津の施設、殿や家関連の墨書土器や、井戸を中心とした掘立柱建物群が発見されているため、曹司等の諸施設の存在が明らかとなった。しかしながら、政庁や正倉、館の郡衙中枢部の施設の遺構についてはほとんど分かっていない。

春岡遺跡は袋井市北部地区の太田川の東岸の自然堤防上の立地し、浜名湖北岸ルートの幹線道路が太田川を渡河する極めて官衙的な場所に位置する遺跡である。また、その西隣には、「知」や「九周」等の墨書土器のほか、円面硯や木簡（現在所在不明）も発見され、かねてより周智郡衙の推定遺跡である稲荷領家遺跡が存在し、発掘調査で稲荷領家遺跡と春岡遺跡は同一遺跡として理解されるようになってきた。春岡遺跡の発掘調査では、大型の掘立柱建物や建物域を区画する溝、祭祀遺物を伴う低湿地部や奈良時代まで遡る条里水田が発見され郡衙周辺部での様相が明らかとなった。遺物も多量の木製祭祀具のほか、墨書土器、木簡、帯金具、緑釉陶器、硯等の官衙的遺物の出土を見ている。春岡遺跡でも残念ながら郡衙中枢部の遺構の状況はわからなかった。おそらく稲荷領家遺跡が郡衙本体になると目されているが詳細は不明である。

以上2遺跡からは、郡衙中枢部の遺構の状況については分らなかったが、全国的に見てもよく分かっていない郡衙中枢部以外の建物構造、祭祀場所、水田の状況が分かる資料として注目される。

さて春岡遺跡で検出された奈良時代まで遡る条里水田は、川田藤蔵淵遺跡でも発見されている。静岡県内でも奈良時代まで遡る条里水田は、数例しかなく奈良時代でも広域条里が整備されていたことを証明する貴重な遺構である。太田川水系の広域条里の方向は川田藤蔵淵遺跡では西に21°（国土座標）振れるが、坂尻遺跡の掘立柱建物群は磁北（西へ6°10'）となり、広域条里設定以前の白鳳期の郡衙建物群の規格として磁北を使用していたことが判明してきている。ただし、今回報告分の掛之上遺跡の郡衙中枢建物では、これらの建物とは全く別の方位を採用することが判明した。

郡衙推定遺跡以外の遺跡として、浅羽町の新堀遺跡で掘立柱建物群と「山名厨」、袋井市土橋遺跡で掘立柱建物と「関厨」の墨書土器が発見された。何れの遺跡の掘立柱建物は郡衙中枢クラスの建物ではなく、中・小クラス程度のものである。「厨」関連の墨書土器から見ると、郷レベルのなかに郡衙や国府の厨家に関係した施設や機能が存在していた可能性を示唆するものとして注目される資料である。何れの遺跡も付近に郡衙との水上交通に関係した河川が流れており、こうした郷レベルの中心遺跡でも郡衙や国府との河川を通じた交通路が確保されていることが分かった。

以上のように掛之上遺跡周辺部では、郡衙推定遺跡を含む有力な奈良時代の遺跡が存在し、それらの遺跡と掛之上遺跡との関連が注目される。

（掛之上遺跡発掘調査報告3より再録）

第4章 第12・14次発掘調査の遺構と遺物

1. 遺構

基本土層 第12・14次発掘調査区ではほとんどが道路敷地になっていたせいか、包含層の保存状況は道路敷地部分下で全く確認できなかった。おそらく道路工事の際、遺構確認の地山面である黄色土層をかなり削平して築造した可能性が高いと思われる。しかしながら第14次発掘調査区の東端では住宅敷地部分であったせいか包含層がごく狭い範囲で確認された。包含層の厚さは厚いところで20cm、薄いところでは10cm程度、平均10cm程度の赤土～古墳時代後期の包含層が10～20cmの表土の下に存在していたことを確認したが、後世の削平を考慮にいれても包含層はさほど厚いものがあつたとは思えない。

さて、遺構の地山面である黄色土上面のレベルは、道路の削平が及ばない第14次発掘調査区の北東部分が一番高く、西方向へ行くほど低くなる。その高低差は70cm以上となることから見ると、第14次発掘調査区を境として東と西ではかなりの高低差が認められることになる。これは大型掘立柱建物の存在とも関連し合うことで、奈良時代段階においてすでに官衙建物築造に伴う造成工事による段差が存在していた可能性も指摘できる。

掘立柱建物(SH) 掘立柱建物は、大型の方形堀方をもつ柱穴からなるSH1の1棟のみが第14次発掘調査区から検出された。第12・14次発掘調査区では調査区が狭いこと、地山面の削平深度が著しいことから小型で浅い柱穴が失われている可能性もあり、掘立柱建物に關係した柱穴がほとんど検出できない原因になっているとも思われる。しかしながら、比較的遺構確認面の保存状況の良い第14次発掘調査区東端でも検出できた柱穴は極端に少ないため、掘立柱建物の少ない地域であつたのは間違いないと思われる。また、堅牢な住居らしい遺構も見えていないことも、掘立柱建物に關係した柱穴が少ないことと關係している可能性が高いと思われる。

SH1は大型の土間式建物のごく一部であり、検出の範囲内では桁行4間以上ある建物になりそうである。また、この建物は第3次発掘調査区の土間式の大型建物SH1の延長上にあることから、この建物を参考にする、今回のSH1は梁行3間で桁行が4間以上、おそらく10間近くなる長殿風の大型建物になると考えられる。第12次発掘調査区では検出されていないため、この建物の北端は第14次発掘調査区の未調査区内で収まると考えられる。とするならば、北へあと2～3本程度の規模が見込まれ、桁行7～8間以上になる建物とも考えられる。

SH1の柱間は柱中心間で平均2.6～2.8m、堀方の規模は一辺1.3～1.4mを測る規格が認められる。柱穴内部の状況については、土層からはP4のように径30～40cm程度の円形の柱痕跡が確認できるものも存在するが、ほとんどは柱の痕跡が確認できないか下部で僅かしか確認できないため、柱穴の掘方を柱穴底ぎりぎりまで掘削して柱が採取されたものが多い建物と考えたい。柱の固定方法は掘方底の固定部分の礫層の礫を採取した後、底に凸凹を整形するための灰色ないし白灰色粘土を貼付したものが存在するが、すべての柱穴で確認はできていない。柱穴内の土層と柱の形状に重複するものはないため建替は確認できなかった。

柱穴から出土する土器からは細片が多く、大多数の柱穴から古墳時代後期の須恵器や土師器の破片が出土したこと、一部の柱穴から8世紀前葉の須恵器が出土したこと、柱穴が方形を呈することから検討すると、第6・8・15次発掘調査区で発見された大型の総柱掘立柱建物と同時期の奈良時代前～中葉の建物と考えたい。主軸方向は岡上座標方位(日本測地系)で東へ5°振れ、第3次発掘調査区

のSH1とほぼ同じ主軸方向をなすことから、同じ建物配置の規制から建てられていたことが読み取れる。さらに、第6・8次発掘調査区で検出された、L字配置になる大型倉庫と思われる総柱の掘立柱建物群の主軸方向が平均東へ10°振れることから見ると、概ねどちらも同一主軸をなす建物と考えられる。遺物からの時期の検討は遺物の章、建物配置からの時期の検討はまとめの章でさらに詳しく行うこととする。

柱穴列(SA) 第14次発掘調査区のSH1に並行するように柱穴列2列が検出された。とくに、SA1についてはSH1の柱中心から80cm離れて添うように検出されている。寸法から見ると軒下部分に位置するが、柱穴間に規則性は無く柱の規模も小さなものであるため、SH1を囲む欄列と考えるよりも、例えばSH1を建築する際の仮設の足場の支柱などを想定したほうがいだろう。SA2については北方延長上に関連の柱穴がありそうであるが、柱間の規則性は認められなかったため、一連のものとは扱わなかった。これも推測であるが、SA2についてもSH1の足場に関係した遺構と考えられるが、今一つ規則性がなく性格不明と言わざるを得ない。

方形周溝墓(SZ)・土器棺 方形周溝墓らしい溝の組み合わせが5箇所検出できたが、何れも調査区が狭いなかで遺構もかなり削平を受けており全体の形態を把握できたものは少ないことから、認定基準に検討の余地がかなり残されている。方形周溝墓の形態は断片的ながらいずれも所謂4隅に陸橋をもつ形態のように見えるため、時期を認定できる遺物の出土はないが時期に該当すると考えた。

1～3号墓の平面形態は、所謂四隅に陸橋をもつものならば、東海・南関東型中期方形周溝墓になると思われる。推測になるが各溝の規模から見ても一辺4m前後の規模になる小型の方形周溝墓になる可能性が高いと思われる。4・5号墓についても四隅に陸橋をもつ形態で、規模は一辺6～8mを測る中型になるものと思われる。よって第12・14次発掘調査区検出された方形周溝墓は、1～3号墓のように一辺4m前後を測る小型のもの、4・5号墓のように6～8mを測る中型規模のものが存在し、中・小の2つのクラスからなる周溝墓で構成されていることが判明した。いずれも全体の形状が判明しないため確定的ではないが、溝の配置から見るとそれぞれの周溝墓は互いの溝を連結させるか、あるいは再利用することはなく、別個に営まれているものであると考えられる。単位群の認定は調査範囲が狭いためできないが、重列タイプの群構成をなす中型の方形周溝墓の周辺に小型の方形周溝墓が存在する地区になりそうである。

主体部は遺構確認面の削平が著しいことと、方台部中央が調査区から外れているせいか、何れも確認できていない。周溝内埋葬についてもとくに認められなかった。

出土遺物は、各周溝墓の溝内より詳細な時期の分からない弥生土器片がごく僅か出土しているにすぎないため、個々の方形周溝墓の時期は特定できない。ただし、5号墓南西隅の陸橋付近に壺型の土器棺1基が埋葬されており、この土器棺が唯一の周溝墓の時期認定の参考になるものであろう。土器棺の埋葬方法は、土器の大ききざりぎりの土坑を掘削し、直立に壺型の土器棺を埋葬している。土器棺内部からは蓋として使用されていた土器片は出土していないが、肩部の破片が内部に落ち込んでいた。時期は中期中葉の嶺田式の壺型土器である。この土器の時期が5号墓の築造時期とほぼ違わないものならば、5号墓は掛之上遺跡の方形周溝墓のなかでは最古の時期に属するものとなる。第1次や第5・6・8次発掘調査区でも、中期後葉の方形周溝墓の溝内に中期中葉の土器が混入する例が多く見られるため、掛之上遺跡の中期方形周溝墓の開始時期を中期中葉と想定することのひとつの根拠になる遺構として評価される。

土坑(SK) 土坑は弥生と古墳時代の遺物を出土するもの、江戸末～明治時代の遺物を出土するものに大きく分けられる。弥生時代に該当すると思われる土坑はSK1のみ、古墳時代に該当するものは

SK3～7、江戸末～明治時代に該当するものはSK2・7・8である。

SK1は長軸2m以上測る長楕円形の土坑であるが、形状から見ると方形周溝墓の溝になるかも知れない。遺物は白岩式新段階～後期初頭と思われる壺の土器片が出土している。

SK3～5・7は1箇所に集中する土坑群であるが、切り合わないことからほぼ同時期に掘られたものと考えられる。いずれも浅く、楕円形ないし方形をなすように見える形態のものもあるが、不定形といったほうが適切かもしれない。SK4・5から6世紀末～7世紀代の須恵器と土師器が出土している。周辺に古墳時代後期の掘立柱建物や竪穴住居等の遺構が見られないため、居住域から外れている可能性もあり、推測ではあるが土坑墓の可能性も考えられる。SK6についても、埋土の色調から見ると古墳時代後期の土坑になると考えられる。

SK2については、方形の立ち上がりがしっかりした土坑で、関連遺物が出土していないので確証はないが、壁の立ち上がりが急で方形を呈することから江戸時代の墓であるとも考えられる。SK7・8は不定形の土坑で多量の礫や割れた陶磁器が廃棄されていた。遺物から見ると江戸時代末～明治時代初頭に付近に存在したであろう屋敷の廃棄土坑になるものと考えられる。第5・6・8・15・16次発掘調査区でも同種の多量の礫や割れた陶磁器が廃棄された土坑が数多く見られるため、第14次発掘調査区付近も、江戸時代末期～明治時代において付近に屋敷地の存在が予想される。

溝(SD) 溝状遺構は古墳時代後期に該当するSD2、江戸末～明治時代に該当する屋敷地の区画溝と考えられるSD1・3が確認された。

SD2については、幅1.5m、深さ30cmを測る規模の溝で、断面U字型を呈する。遺物は土師器片が少量出土しているにすぎないが、埋土の色調から見ると古墳時代後期の遺構と考えられる。検出範囲が狭く大型の土坑になるとも考えられるが、墓と推測したSK3～7との関係を重視すると集落の西の外郭ラインを区画する溝とも考えられる。

SD1については断面箱形の幅1m、深さ30cm程度の溝で、L字に曲がることから何らかの区画割の溝と考えられる。ただし、鉄銭(寛永通宝?)や江戸時代末期～明治時代の陶磁器がある程度出土するため、屋敷地の区画溝になる可能性も捨て切れない。

SD3については現在の道と位置、方向ともほぼ重複するため、江戸時代末期～明治時代の地割溝と思われる小溝である。SK7・8の廃棄土坑との関係を重視すると、SD1と同様に屋敷地の区画溝になる可能性もある。すなわち、第5・6・15・16次発掘調査区で江戸時代末期～明治時代にかけて現在分かっている範囲では掘之上遺跡内で規模の一番大きな屋敷地があり、西側にも同時期の屋敷地が広がっていた可能性が指摘しうる。

柱穴群(SP) 第12・14次発掘調査区での柱穴の検出状況は、総数約20基しか検出できなかった。遺構面が削平されており浅い柱穴は既に失われている可能性もあるが、遺構面の保存状況の良い第14次発掘調査区東端でも柱穴の数は少ないため、この調査区が弥生～古墳時代後期の居住域になっていたかどうか疑問である。おそらく弥生時代中期では墓域、後期では居住域外、古墳時代では集落の周辺部、奈良時代では官衙の政庁域になるとと思われる地区で、弥生～奈良時代の居住域とは認定できない状況である。柱穴から出土する遺物はほとんどないため時期認定は難しいが、遺構の埋土の色調や他の遺構との配置や分布から見て、柱穴の時期も古墳時代後期以前のものは少なく、ほとんど奈良時代以降と考えられる。

2. 遺 物

第12・14次発掘調査区では、包含層が存在せず遺構の数も少なかったため遺物出土量は少ない。時期は弥生時代中期、古墳時代、奈良時代、江戸～明治時代のものが見られた。

弥生時代の遺物

土器 弥生時代については中期の土器が出土している。

第14次発掘調査区から出土した中期中葉の土器は土器棺の1が該当する。1は肩部に竹管状工具による太い沈線を楕円形に連続して施文しており胴部上半が赤彩されているが、胴部下半は櫛状工具による刷毛目調整が施され赤彩はない。頸部以上は欠損するが、嶺田式の特徴を有する細頸壺である。2は縦方向に櫛描の波状文が施された壺で、中期後葉の白岩式新段階に該当する。

古墳～奈良時代の遺物

須恵器・土師器 古墳～奈良時代の土器は遺構出土のものとしては、第12次発掘調査区のSK4、第14次発掘調査区の奈良時代掘立柱建物の柱穴からも断片的に出土している。古墳時代後期のうち第12次調査区出土の7世紀代の遠江IV-1～2期の須恵器は3の高坏、4の甕のほか、5も7世紀代の坂尻II-1式(松井・明 1995)の土師器の高坏と思われる。

第14次発掘調査区のSH1の掘立柱建物の柱穴から、須恵器は4の坏と2の2段透の高坏、7の内面青海波の見られる甕は6世紀後葉の遠江III-3期(TK209)、3の坏は7世紀前葉、1の坏は7世紀後葉である。これらの古墳時代後～末期の須恵器に混じって、5の坏蓋と6の坏の小破片は8世紀前葉の特徴を示す須恵器で、SH1の建築年代を示す資料として注目される。

江戸時代以降の遺物

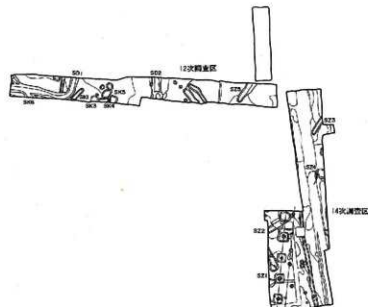
江戸～明治時代初期の遺物は、第12次発掘調査区ではSD1の区画溝、第14次調査区では廃棄土坑からの出土であった。

第12次発掘調査区ではSD1からは、6～8・11の肥前産の染付碗や盃、9は瀬戸産の染付広東碗、10は復興志野の皿、12は仏餉器で、6が18世紀後葉に廻りそうな以外は、19世紀前～中葉の幕末から明治時代初期の製品であろう。13は江戸時代後期に流通した、おそらく寛永通宝の鉄銭であろう。陶磁器とは合致する年代を示している。14は陶器製の何らかの部品であろう。

第14次発掘調査区では土坑から、9の瀬戸産の染付水滴、10・11・16は瀬戸産の摺絵皿と碗、12は瀬戸産の片口鉢、14は瀬戸産の土鍋、13は瀬戸産の蓋、15は志戸呂産の灯明皿、18は常滑産の甕で、18が18世紀後葉、9・12～15が19世紀前葉、10・11・16は19世紀後葉の明治時代の製品である。17は江戸時代末期～明治時代の棧瓦の瓦当部である。

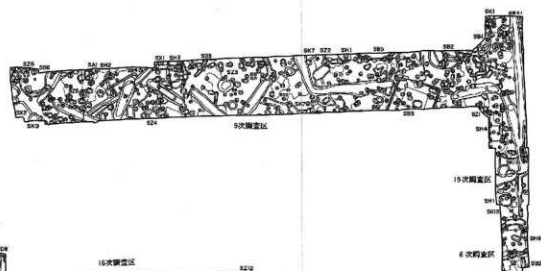
第12次発掘調査区の幕末の区画溝からは一定量の陶磁器や鉄銭が出土したこと、第14次調査区からも明治時代の廃棄土坑が検出されたことから見ると、付近に江戸時代末期～明治時代前期にかけて屋敷地が存在していたものと推測される。

X=138540
Y=13860



X=138540
Y=13860

X=138540
Y=13860



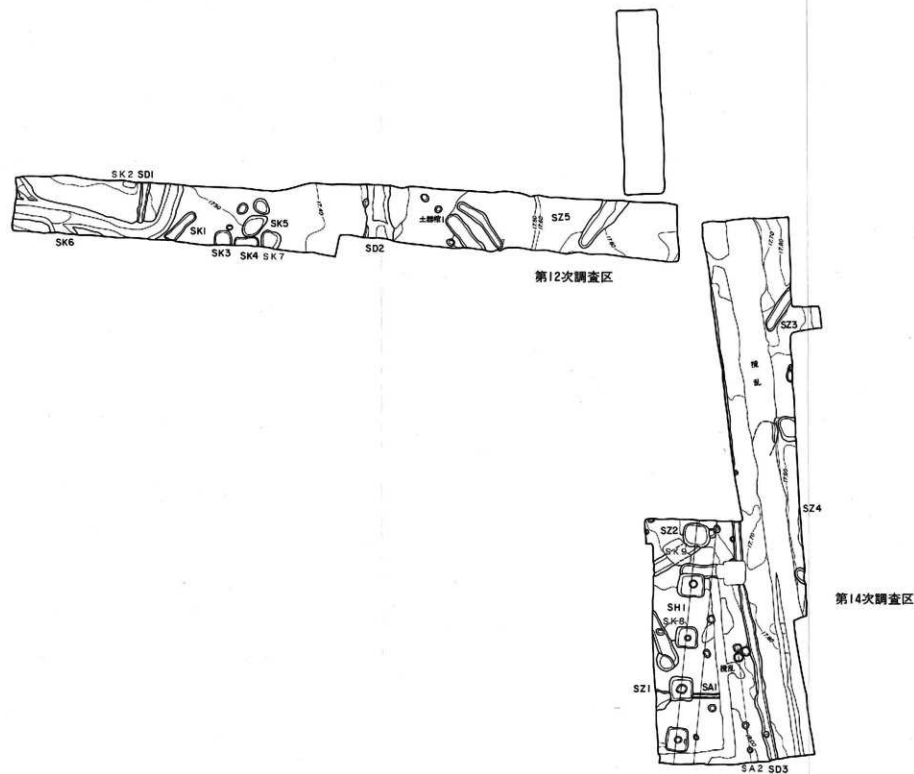
X=138540
Y=13860



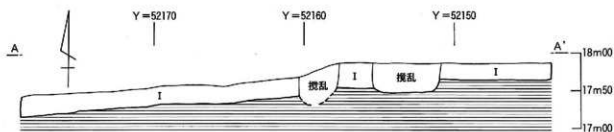
第2図 第12・14・15次発掘調査全体図

Y=52185
X=139555

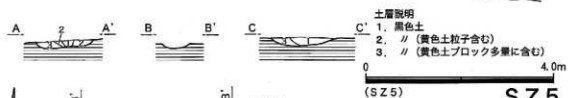
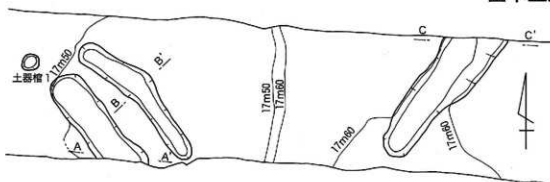
Y=52185
X=139555



第3図 第12・14次発掘調査全体図

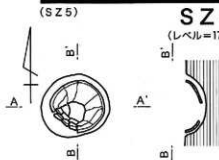
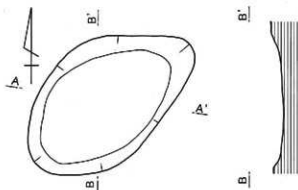


基本土層



SZ5

(レベル=17m70)



SK5

(レベル=17m50)

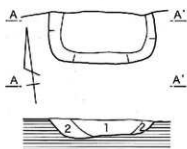


土器棺 1

(レベル=17m60)

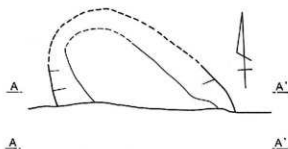


第4図 基本土層 SZ5 SK5 土器棺 1 実測図

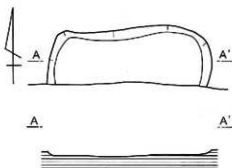


土層説明
1. 褐色土 (粘性あり)
2. // (黄色土粒子少量含む)

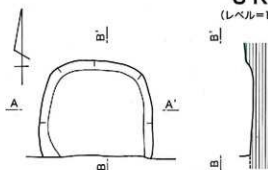
SK2
(レベル=17m50)



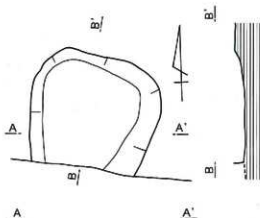
SK6
(レベル=17m50)



SK4
(レベル=17m50)



SK3
(レベル=17m50)



SK7
(レベル=17m50)



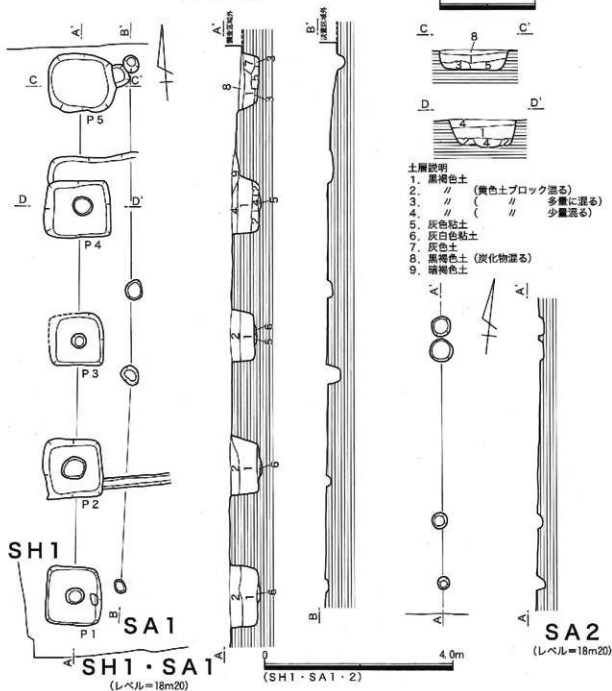
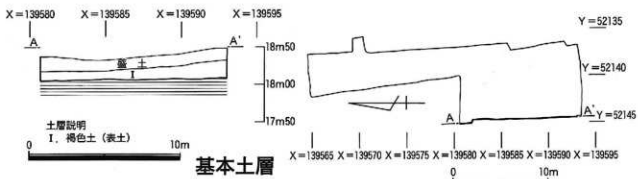
土層説明
1. 黒褐色土
2. // (黄色土ブロック少量含む)
3. // (// 多量に含む)

SD2
(レベル=17m70)

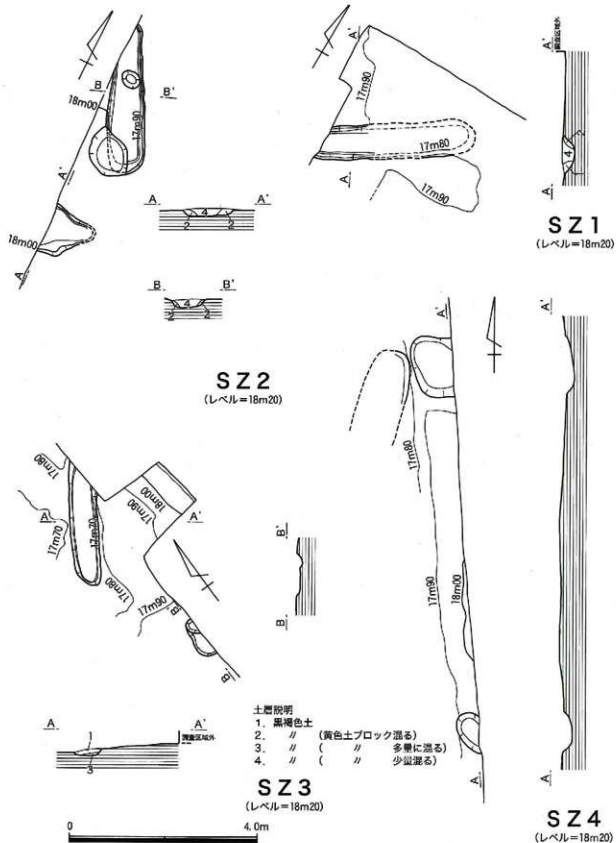
0 1.0m
(SK2・3・4・6・7)

0 4.0m
(SD1)

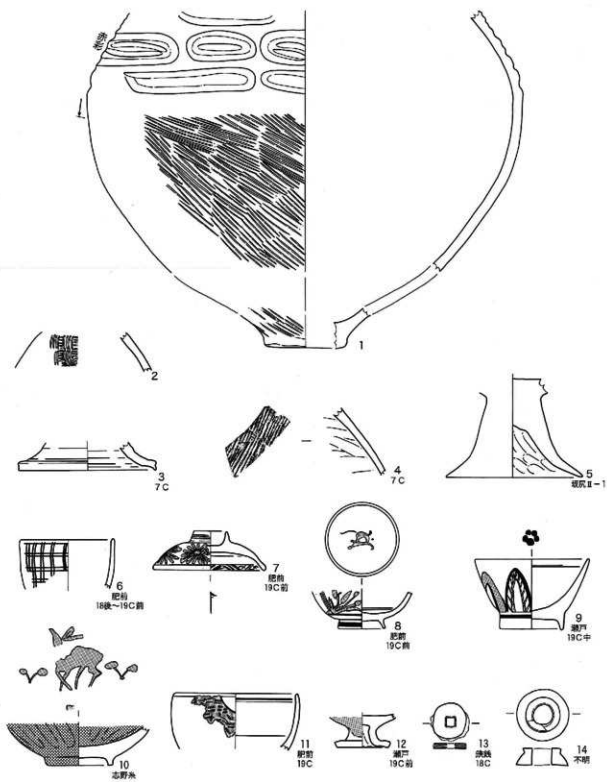
第5図 SK2~4・6・7 SD2 実測図



第6図 基本土層 SH1 SA1・2 実測図



第7図 SZ 1~4 実測図



0 10cm

1 土器片 1 6~13=SD 1
2 土器片 1 14 =不明
3~5=SK 4

第8図 第12次発掘調査区出土土器・金属製品実測図

第5章 第15次発掘調査の遺構と遺物

1. 遺 構

基本土層 第15次発掘調査区では住宅地や道路敷地の攪乱、近世～近代の遺構が多かったせいか、調査区全体としては包含層の保存状況はあまり良いものではなかった。しかしながら、発掘調査区の西端の現道路下や北東端のごく狭い範囲で包含層が確認された。包含層の厚さは厚いところで50cm、薄いところでは10cm程度、平均40cm程度の弥生～古墳時代後期の包含層が10～20cmの表土の下に存在していたことを確認した。後世の削平や攪乱がなければ良好な包含層が存在していたと考えられる。

さて、遺構の地山面である黄色土上面のレベルは、調査区が狭いため全域平均で15m50cmを測り、ほぼ水平の地形を成している。標高から見ると、遺跡の中では比較的高所に属する調査区である。**堅穴住居（SB）** 堅穴住居はSB5・6の2棟が検出されたが、すべて古墳時代後期に該当するものと考えられる。調査区が狭いことと、複数の時期の遺構と重複するため、全体の形状が分かったものはない。また、すべての堅穴住居は、床面が包含層と地山面の境あるいは包含層内に築造されていることから、本調査区北半分に検出された柱穴群が集中する中に、古墳時代後期の堅穴住居や掘立柱建物の柱穴が含まれている可能性は充分考えられる。

古墳時代後期の当地域の一般的な堅穴住居は、方形プランで4本柱、壁に添って細い壁溝をもち北側にかまどと貯蔵穴をもつタイプである。SB5・6は一辺4～5m程度になる、やや小型の堅穴住居の部類に該当すると思われるが、一辺3m以内になる小型のものではないため普通サイズ含まれるものと考えてよいだろう。かまどの位置や構造は調査区域外や攪乱により失われていたため分らないが、掛之上遺跡では北壁にかまどが敷設される例しか知られていない。

該当時期については、何れの堅穴住居も床までの埋土が浅いため出土遺物も少ないことから、詳細には特定できなかった。SB6P3からは遠江I期（陶器TK47段階）の須恵器が出土しているが、主柱穴からの出土ではないためこの須恵器を基準にして堅穴住居の時期を決定することはできない。ただし、第5・6・8次発掘調査区からも5世紀代の須恵器が出土していることから見ると、SB6が5世紀後葉の堅穴住居になる可能性も考えられる。

掘立柱建物（SH） 掘立柱建物は、大型の方形廂方をもつ柱穴からなるSH6の1棟のみが検出された。第15次発掘調査区では調査区が狭いことから他の組み合わせの掘立柱建物か認定できなかったが、比較的遺構確認面の保存のよい部分でも北西部分で掘立柱建物になるような柱穴群の集中箇所が見られる程度で、弥生～古墳時代後期の建物群は中心域から見るとやや少ない地域であったと考えられる。よって、堅穴住居と掘立柱建物の組み合わせがあったかどうかは分らないが、北西端の柱穴群を評価すると、最低堅穴住居1棟に対して掘立柱建物1棟が伴っていた可能性も指摘しうる。

SH6は大型の総柱の掘立柱建物で、桁行4間梁行3間の大型倉庫建物になるものである。また、この建物は第5・6・8次発掘調査区の双倉と考えられる超大型倉庫SH5の延長上にあることからL字配列の南北列の大型倉庫の1棟と考えられる。

SH6の柱間は柱中心間で平均2.0～2.2m、堀方の規模は一辺1.5～1.8mを測る規格が認められる。柱穴内部の状況については、土層から見るとP1～5・16・17のように径20～30cm程度の円形の柱痕跡が確認できるものも存在するが、ほとんどは柱の痕跡が確認できないか下部で僅かしか確認できないため、柱穴の堀方を柱穴底ぎりぎりまで掘削して柱が採取されたものが多い建物と考えたい。柱の固定方法は掘方底の固定部分の礫層の礫を採取した後、底に凸凹を整形するための灰色ないし白灰色

粘土を貼付したものや根巻状に礫を配置するものものが存在するが、すべての柱穴で確認はできていない。柱穴内の土層と柱穴掘方の形状に重複するものが多数確認できるため、1回の建替はあった可能性が指摘しうる。

柱穴から出土する土器からは細片が多く、大多数の柱穴から古墳時代後期の須恵器や土師器の破片が出土したこと、一部の柱穴から8世紀前葉の須恵器が出土したこと、柱穴が方形を呈することから検討すると、第6・8・15次発掘調査区で発見された大型の総柱掘立柱建物と同時期の奈良時代前～中葉の建物と考えたい。主軸方向は国土地院方位（日本測地系）で東へ10° 振れ、第5・6・8次発掘調査区で検出された、L字配置になる大型倉庫と思われる総柱の掘立柱建物群の主軸方向と同一主軸をなす建物と考えられる。遺物からの時期の検討は遺物の章、建物配置からの時期の検討はまとめの章でさらに詳しく行うこととする。

方形周溝墓（SZ） 方形周溝墓らしい溝の組み合わせが3箇所検出できたが、何れも調査区が狭いなかで、全体の形状を把握できたものは少ないことから、認定基数に検討の余地がかなり残されている。方形周溝墓の形態は断片的ながら、いずれも所謂4隅に陸橋をもつ形態のように見えるため、時期を認定できる遺物の出土はないが中期の方形周溝墓と理解した。

10・11号墓の平面形態は、所謂四隅に陸橋をもつものならば、東海・南関東型中期方形周溝墓になると思われる。推測になるが各溝の規模から見て一辺8m前後の規模になる中型の方形周溝墓になる可能性が高いと思われる。15号墓については溝幅3mを測るもので、時期の決定遺物の出土はないものの、10・11号墓と主軸方向が一致することから、中期の方形周溝墓と判断した。中期の方形周溝墓ならばかなり大型の部類に属するものと考えられる。第15発掘調査区検出された方形周溝墓は10・11号墓のように一辺8m前後を測る中型のもの、15号墓のように8m以上を測る大型規模のものが確認され、大中の2つのクラスからなる周溝墓で構成されていることが判明した。いずれも全体の形状が判明しないため確定的ではないが、10・11号墓の溝の配置から見るとそれぞれの周溝墓は互いの溝を再利用する結合タイプと見られる。結合タイプの単位群で構成される方形周溝墓は第1次発掘調査区で顕著に見られ、掛之上遺跡を代表する形態の群構成である。単位群の認定は調査範囲が狭いのできないが、重列タイプの群構成をなす中型の方形周溝墓の中核に大型の方形周溝墓が存在する地域になりそうであり、小型の方形周溝墓は確認されなかったものの、第5・6・8次発掘調査区と同じような群構成が第15次発掘調査区でも広がっていた可能性が指摘しうる。

主体部は遺構確認面の削平が著しいことと、方台部中央が調査区から外れているせいか、いずれからも確認できていない。周溝内埋葬についてもとくに認められなかった。

出土遺物は、各周溝墓の溝内より弥生時代中期後葉の小破片や混入と思われる弥生時代後期や古墳時代後期の土器片がごく僅か出土しているにすぎないため、個々の方形周溝墓の時期は特定できなかった。ただし、10号墓東溝出土の土器は畚田式の甕、白岩式の壺の土器片1が出土しているため、中期後葉を主体とする時期の方形周溝墓と考えたい。

井戸（SE）・土坑（SK） 土坑は江戸時代の遺物を出土するもの、井戸についても埋土から江戸時代末期～明治時代に該当するものが各1基検出された。

SE4は長軸2.5m、深さ1mを測る円形の素堀の井戸である。深さから見るとさほど深くないため、常時自然の湧水があったとは考えられないので、雨水を溜めるための程度の井戸であった可能性が高いと思われる。出土遺物は全く認められなかったので詳細な該当時期は分らないが、第5・6・8次発掘調査区で多数認められた井戸状遺構と同じものであると認定されるため、江戸時代末期～明治時代に該当する遺構と考えられる。

SD7と重複して検出されたSX1が土坑として認められたが、SD7と同時期になる可能性もあり単なる土坑ではないことからSX1と認定した。北半分が調査区域外になるため、全体の形状は分からないが、長方形を呈するものと思われる。土坑内部からは多量の礫や割れた陶磁器が廃棄されて出土している。遺物から見ると江戸時代末期のもの混じるが主体は江戸時代前～中期に該当するものが目立って出土している。第5・6・8次発掘調査区でも同種の多量の礫や割れた陶磁器が廃棄された土坑が数多く見られるが何れも江戸時代末期のものが多いが、出土の陶磁器から見ると今回のSX1はそれよりも古くなる可能性がある。第5・6・8次発掘調査区で見つかった屋敷地関係した土坑や井戸が江戸時代末期迄しか遡らなかったのに対して、今回のSX1出土遺物から見て本調査区付近の屋敷地の出現が江戸時代前期まで遡る可能性がでてきた。

溝(SD) 溝状遺構は江戸～明治時代に該当する区画溝と考えられるSD6～9が確認された。

SD6については、幅1.5m、深さは30～70cmを測る規模の溝で、断面箱型を呈する。南北方向に伸びており、東に行くほど浅くなり幅も狭くなる。西方向では底が1段深くなり堰状の杭が段付近の壁に見られた。いくつかの溝と重複することから、屋敷地の区画溝というより排水用の溝と考えられる。出土遺物からは江戸時代末期～明治時代のものが出土していることから、明治時代の屋敷内部の雨水を処理した溝と考えられる。

SD7については断面箱形の幅1m、深さ40cm程度の断面箱型を呈する溝で、南北方向から東西方向にL字に曲がることからSD8とともに何らかの区画溝の溝と考えられる。ただし、SD7はSX1とした土坑と複合すること、土坑や溝内からは多量の礫や割れた陶磁器が大量に廃棄されて出土していることから、単なる屋敷地の区画溝ではなく雨水を一部で溜めた施設の可能性があり、屋敷地の廃棄にともない塵芥の廃棄場所になった可能性がある。SX1などの遺物から見ると江戸時代末期のもの少量混じるが、主体は江戸時代前～中期に該当する製品が目立っている。出土した陶磁器の内容も初期の伊万里を含むもので、単なる屋敷地とは思えない。有力農民や代官クラスの屋敷地と見たほうがよいように思われる。第5・6・8・16次発掘調査区で江戸時代末期～明治時代にかけて現在分かっている範囲では掛之上遺跡内で規模の一番大きな屋敷地の存在が判明しつつあるが、今回の調査ではさらに遡って江戸時代前～中期の有力な屋敷地が、第15次発掘調査区北西方向に存在している可能性がでてきたといえる。

柱穴群(SP) 第15次発掘調査区における柱穴の検出状況は、総数約25基しか検出できなかった。遺構面が削平されており浅い柱穴は既に失われている可能性もあるが、遺構面の保存状況は良いため、この調査区が弥生時代の居住域になっていたかどうか疑問である。多くは遺物が出土していないため確実な時期認定はできないが、周辺の竪穴住居の分布を見ると古墳時代後期の柱穴になる可能性が高いと考えられる。おそらく弥生時代中期では葛城、後期では居住域外、古墳時代では集落、奈良時代では官衙の正倉城になると思われる地域である。

P24は焼土が底面に見られる小穴で、柱穴ではない。埋上の状況から見ると、中世以降に該当するものと思われるが、性格は不明である。

2. 遺物

第15次発掘調査区では、包含層が存在せず遺構の数も少なかったため出土遺物量は然程多くはなかったが、江戸時代の遺構・遺物に関してはまとまっていた。出土遺物の時期は、弥生時代中・後期、古墳時代中～後期、奈良時代、鎌倉時代、戦国時代、江戸～明治時代のものが見られた。

弥生時代の遺物

土器 弥生時代は中期と後期の土器が出土している。S Z10東溝出土の中期中～後葉の土器が該当する。16は口縁部端に面を造り、外面は条痕、内面は刷毛目調整の嶺田式の甕である。14は横方向に櫛描文が施された壺で、中期後葉の白岩式新段階である。後期の土器としては18の壺で、肩部に段が見られる羽状の刺突文の施された後期後半新段階の土器である。なお18はS Z11東溝出土の後期の土器であるが、17の古墳時代後期の甕他の把手も出土しているため遺構に直接伴わないと考えた。石製品 2の打製土掘具については、小型品であるため弥生時代か縄紋時代中期の何れの時期に該当するかよく分からない。しかし、過去の調査で明らかに縄紋時代の土器や石器も出土しているため、縄紋時代中期に該当する可能性のある製品として報告しておきたい。

古墳～平安時代の遺物

須恵器・陶器 古墳～奈良時代の土器は遺構出土のものとしては、S B6の柱穴やS H6の奈良時代擬立柱建物の柱穴、江戸時代の溝中から混入品として断片的に出土している。古墳時代のうち1の須恵器は遠江I期（TK47）の製品である。6は6世紀代の遠江Ⅲ-2期の坏、4・5・9の坏は7世紀代の遠江Ⅳ-2期、3の坏蓋は遠江Ⅳ-3期、7は内面に青海波文が見られる6世紀後葉、10は内面ナデ調整の8世紀代以降の大甕の破片であろう。

奈良時代の須恵器は、S H6の柱穴から8世紀前葉に該当する須恵器の2の坏蓋が出土しており、S H6の建築年代を示す資料として注目される。ほかに江戸時代の溝出土の26の8世紀前葉に該当する坏蓋が出土している。

108は平安時代前葉（K14段階）の尾張産灰釉陶器で、官衙に関係した遺物として注目される。

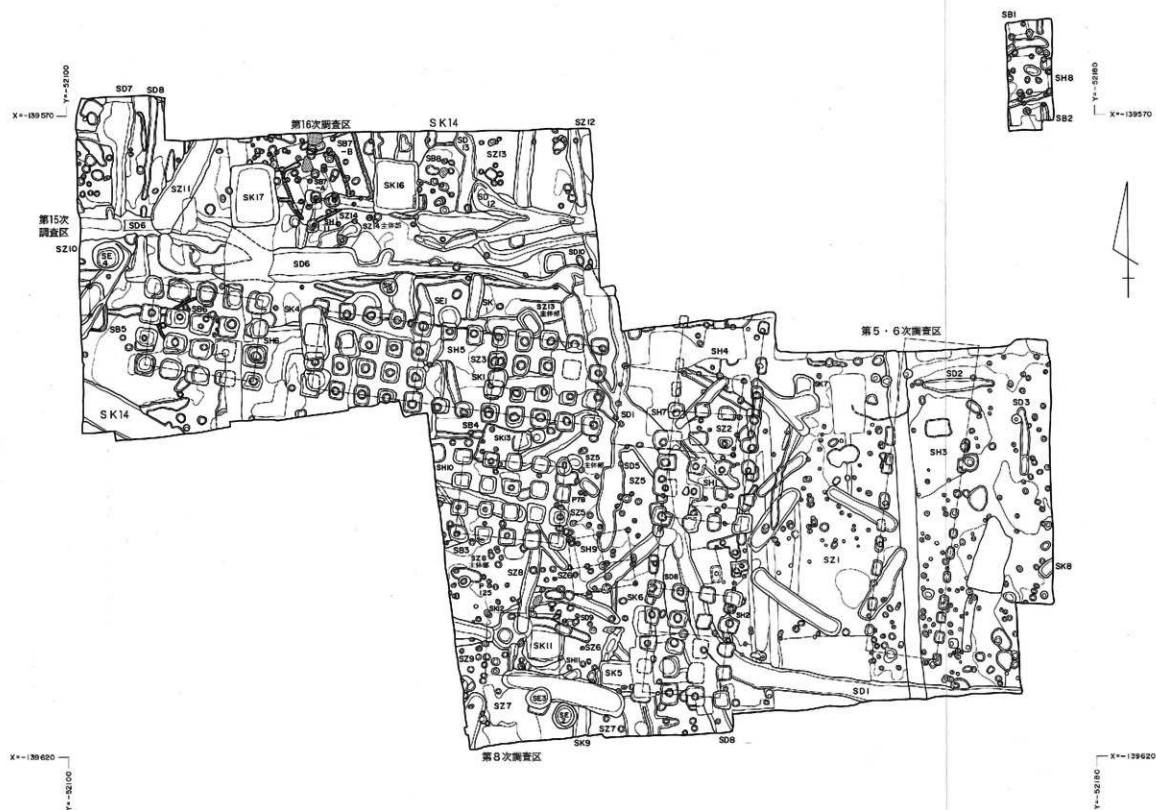
平安時代末以降の遺物

平安時代末～鎌倉時代の遺物は、山茶碗が江戸時代の溝から出土している。27は12世紀前葉の渥美・湖西産、28は13世紀後葉の渥美・湖西産、107は12世紀後葉の渥美・湖西産の製品である。

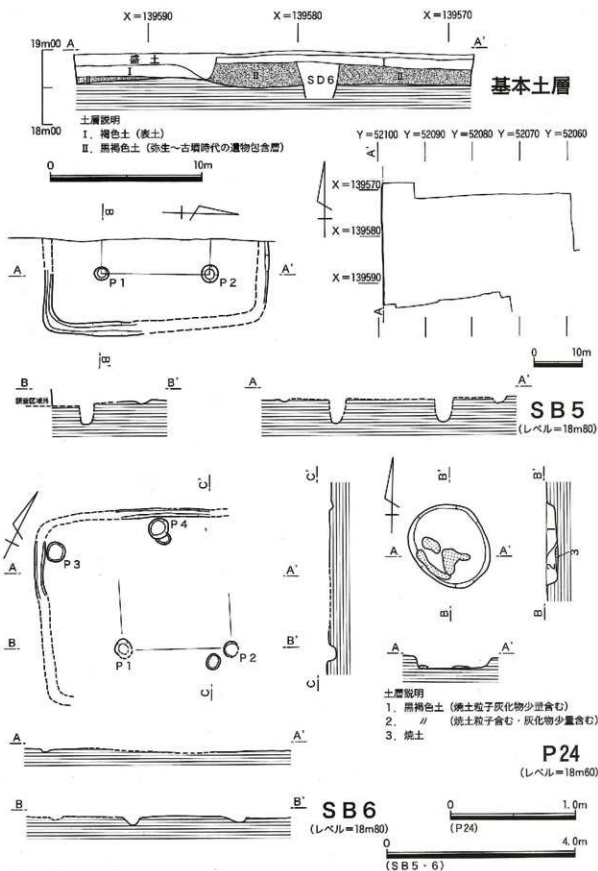
戦国時代の遺物としては、29の瀬戸大窯4期の志野皿、74は瀬戸大窯2期の摺鉢が出土している。

江戸時代の遺物はS D7からまとめて出土した。17世紀～18世紀前葉に遡りそうな製品は、肥前産としては30の青磁碗、31の唐津系緑釉皿、32の外面削ぎの入る小坏、33・34・36の染付碗、55・56・72の三島手唐津の碗と大皿があげられる。さらに、53・54の京焼系陶器も含まれる可能性が高い。瀬戸産としては、37の天目茶碗、38の丸碗、73・75の摺鉢などがあげられる。常滑産としては、79の甕、80の片口鉢、常滑産か産地不明の71の鉢などがあげられる。地元の志戸呂産は45・51の小碗、57の香炉、64の小皿、66・67の壺、68・69の摺鉢等があげられる。土師質土器としては、かわらけのうち口径が大きく立ち上がりが高い81～96、内耳銅の102が該当するものと考えた。18世紀後葉以降の製品としては、瀬戸産の41・42の梅文皿、49・50の丸碗、62の香炉、63の鉢、78の皿、76の摺鉢をあげておきたい。かわらけについては、小型で立ち上がりの小さくなった97～101の製品が新しいものである。以上S D7出土の陶磁器や土師質土器のほとんどは17世紀後～18世紀前葉の遺物であり、18世紀後葉の遺物は少ない結果となっており、現在までの掛上遺跡での調査で出土した該期の資料としては良好な一括資料である。

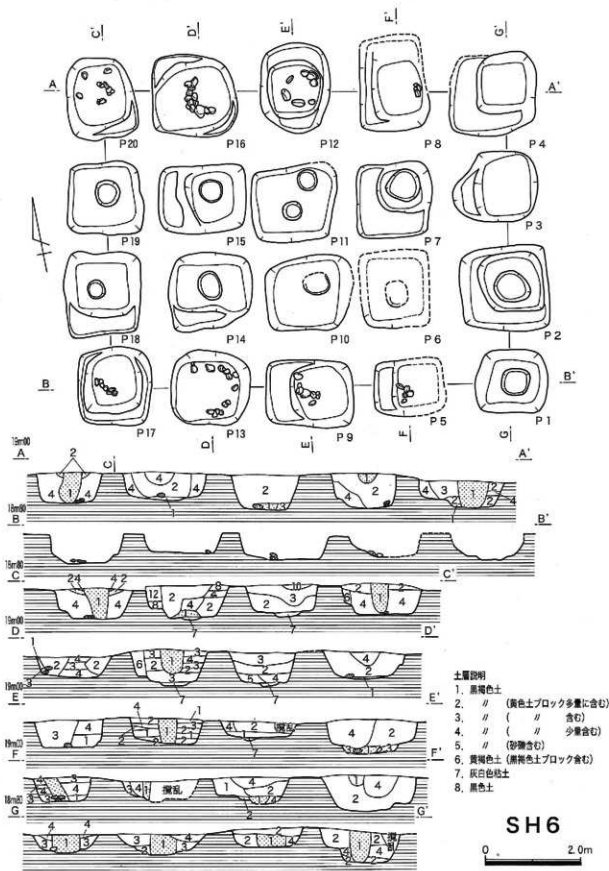
幕末から明治時代初期の製品を出土したS D6からは、22～25の肥前産碗、蓋、小皿があげられる程度である。ほかに1の下駄も江戸時代末期に該当するものであろう。



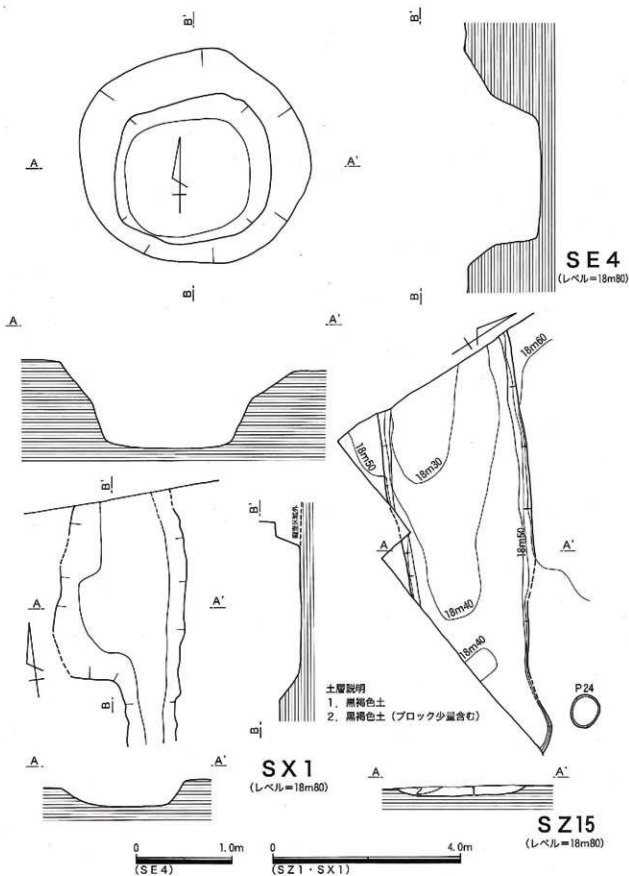
第10图 第15次発掘調査区他全体図



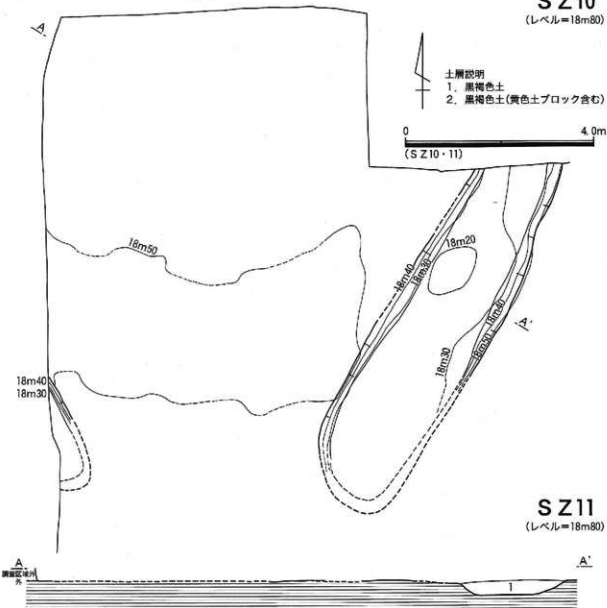
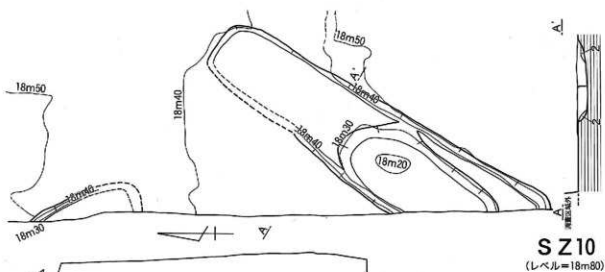
第11図 基本土層 SB5・6 P24 実測図



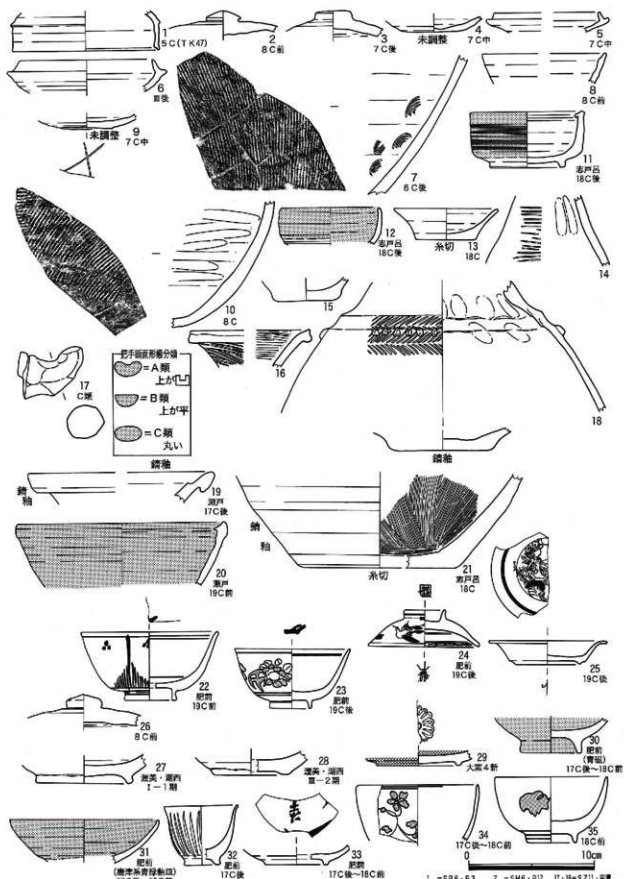
第12図 SH6 実測図



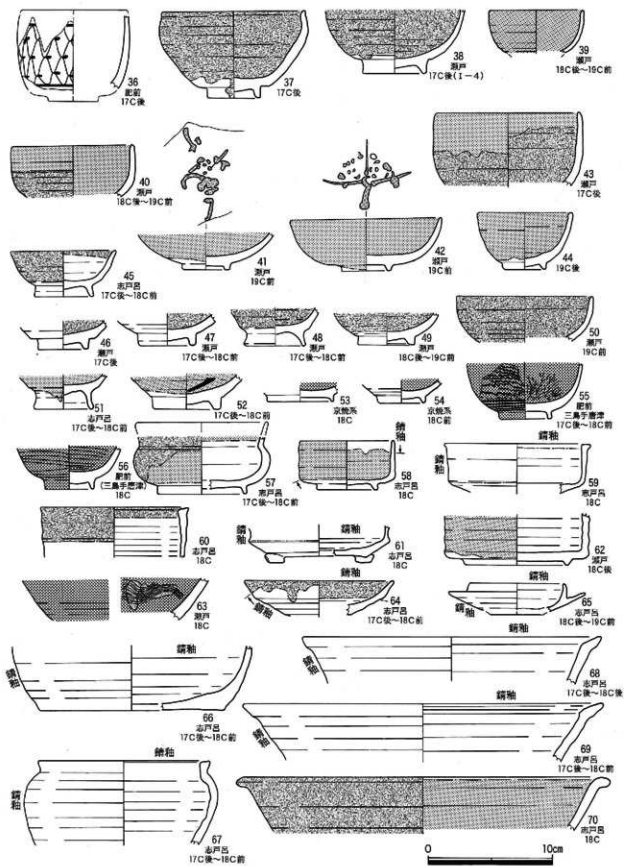
第13図 SE4 SZ14 SX1 実測図



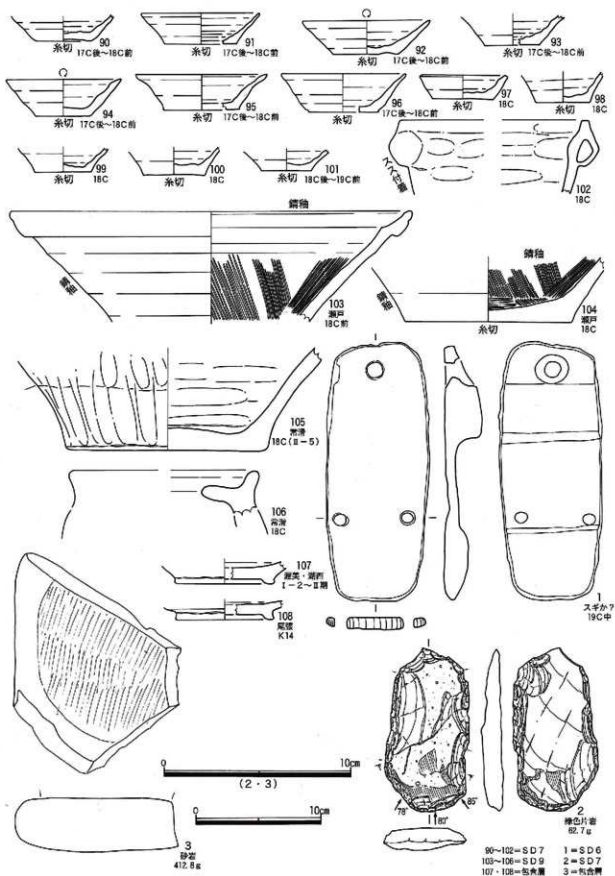
第14図 SZ10・11 実測図



第15図 土器実測図1



第16図 土器実測図2



第18図 土器実測図4 木製品・石製品実測図1

第6章 第19次発掘調査の遺構と遺物

1. 遺 構

基本土層 第19次発掘調査区では住宅地の攪乱があったが、北側部分では畑地になっていたせいか包含層の保存状況は良かった。包含層は厚さは厚いところで40cm、薄いところでは10cm程度、平均30cm程度の弥生～古墳時代後期の包含層が20cmの表土の下に存在していたことを確認した。

さて、遺構の地山面である黄色土上面のレベルは、調査区が狭いため全域平均で19m00cmを測り、ほぼ水平の地形を成している。標高から見ると、遺跡の中では比較的高所に属する調査区である。

竪穴住居（SB） 竪穴住居は第6次調査区北端で発見されたSB1の北半分の1棟が検出された。かまどをもつ竪穴住居で、古墳時代後期に該当するものである。調査区が狭いことから、第6次調査区分を含めても、全体の半分の形状が分かったにすぎない。また、床面が包含層内で掘方が地山面の境に築造されていることから、壁溝も検出することができていない。

古墳時代後期の当地域の一般的な竪穴住居は、方形プランで4本柱、壁に添って細い壁溝をもち北側にかまどと貯蔵穴をもつタイプである。SB1は一辺5m程度になる、やや小型の部類に該当するが、普通サイズ含まれる竪穴住居である。かまどの位置は、掛之上遺跡のほかの竪穴住居と同様に北壁にかまどが敷設される例である。保存状況は比較的良好いものでも、かまど自体はほとんど潰れた状態でしか検出できない例が多い。本住居跡のかまども保存状況は良いが、かまどの構造は良く分らなかった。炊口は検出できていないが、かまど内部の焼土堆積層は確認できた。かまどの大きさは長軸方向1.1mで、煙道は確認できなかった。竪穴住居の時期は、土器が出土していないので特定できないが、付近の包含層からは6世紀後葉～7世紀前葉の土師器と須恵器が出土している。

方形周溝墓（SZ） 第9次調査区で検出された方形周溝墓のSZ1の、南東コーナー部分の溝を確認できた。北東コーナーと同じように、南溝と北溝は接続するものの、浅くなり陸橋状を呈する形態になり、北西コーナーは陸橋になりそうである。とすると、南北方向約7m、西東方向6mの規模で1～2箇所陸橋をもち、残りのコーナー部分も浅くなる在地の采譜を引く形態の方形周溝墓となっている。時期を認定できる遺物の出土は今回の調査区からは古墳時代後期の混入品しか認められなかったが、第9次調査区の北溝から、古墳時代初頭の小山角田1-2式段階（松井一明 1995）の、焼成後の底部穿孔の完形品の壺1点が出土している。

土坑（SK） 土坑は弥生時代の遺物を出土するものが2基検出された。

SK11と12ともに主軸1.7m、深さ0.3mを測る円形の土坑で、立ち上がりは急な形態であることから、単なる土器の廃棄土坑ではなくて貯蔵穴として利用されていた可能性もあろう。ただし、SK11からは大型壺や、台付甕の破片が一括して廃棄された状態で出土しているため、結果として土器の廃棄土坑として利用されたものと考えられる。該当時期は、どちらも後期前葉新段階の土器が出土している。

溝（SD） 溝状遺構は第9次調査で検出された江戸時代～明治時代に該当する区画溝と考えられるSD1が確認された。この溝は現在の道路と畑地の境に設定されているが、第6次調査区内では浅くなるらしくて明確な溝としては認識できなくなる。しかしながら、第6次調査区は農協の建物の解体工事に伴い表土や遺構面がかなり攪乱を受けているため溝が認識できなくなっている可能性が高く、さらに道路に沿って溝が設定されていると思われる。時期は、第9次調査区でも明治時代にはいる陶磁器が出土している。

柱穴群（SP） 第19発掘調査区での柱穴の検出状況は、面積に比して総数約13基も検出できた。このうち、古墳時代後期の柱穴は2基確認でき全体量から見ると15%の比率となるのに対して、第9次調査区では35%となり、かなり少ない数値となる。しかし、調査面積が小さいため誤差の範囲内になることも考えられ、周辺での堅穴住居や土坑の状況も考え合わせるとおそらく弥生時代中～後期では居住域、古墳時代後期でも居住域、奈良時代以降はほとんど未利用地と思われる調査区である。

2. 遺物

第19次発掘調査区では、狭い面積のため出土遺物量は然程多くはなかったが、土坑内より弥生時代後期前葉のまとまった資料が出土した。出土遺物の時期は弥生時代中・後期、古墳時代後期のものが見られた。

弥生時代の遺物

土器 弥生時代は中期と後期の土器が出土している。SKII出土の4は肩部に隆帯をもちそこに棒状工具の押圧による荒い刻みを施し、地面は条痕仕上げされた中期中葉の嶺田式の広口壺と考えられる土器片である。

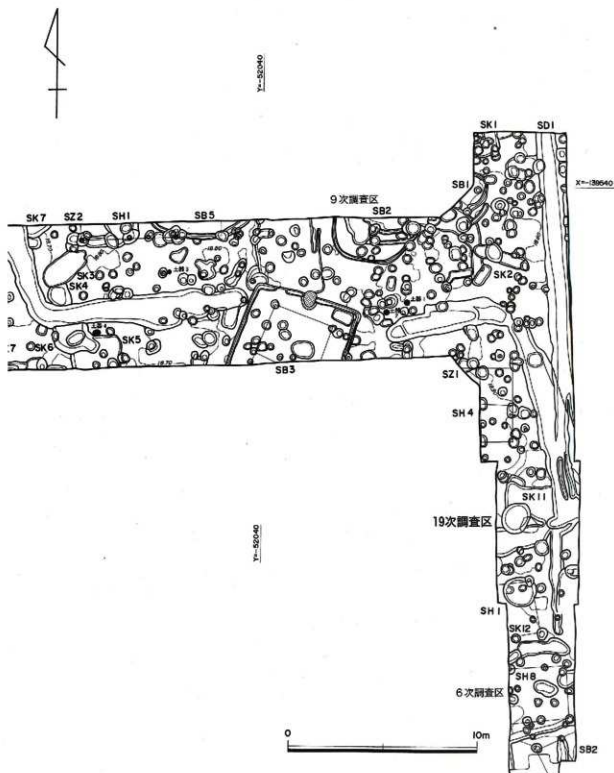
SKII・12からは後期前葉新段階の良好な資料が出土している。壺は7のように受口の広口口縁で、肩部に一条の突線文、無花果形の後期前葉に特徴的な胴部形態をした大型壺のほか、3のように肩部に脚状工具による横の刺突文が2条以上施された単純ないし折返口縁になる細頸壺が見られる。15の小さな受口口縁は端部に波状文が見られ、中期後葉の白岩式新段階になる可能性がある。高坏は脚部の破片しか出土していないが1・13・14のように脚部と坏部の境に一条の突線文、2のように脚部下端が短く立ち上がるものは後期前葉段階の高坏の特徴を良く示している。甕については、完形に近い8は体部上半が丸くならず直線的に立ち上がり、胴部下半も直線的に脚部に接合する特徴は後期前葉の特徴を良く示す甕であるが、口縁部の刻目はない特異な特徴も見られた。

古墳時代の遺物

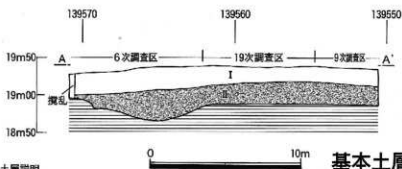
須恵器・土師器 古墳時代の土器は遺構出土のものとしては、SZIの周溝と包含層から断片的に出土している。古墳時代のうち20の小型壺と19の高坏については、平底の小型壺と余り外に開かない高坏の脚であることから見てSZIに伴う小山角田I式段階（松井一明 1995）と考えられる。

須恵器は5世紀代の遠江I期の製品は見られず、22の地元袋井市衛門坂窯産の坏と思われるもの、23～25・34の湘西窯産の壺と甕については、内面に青海波文を顕著に残すもので6世紀後葉の遠江III～2～3期の製品、18の坏は7世紀代の遠江IV～3期、30・35・36は内面ナデ調整の7～8世紀代となる大甕の破片であろう。

土師器については断片的ではあるが、31の短脚の高坏の破片は坂尻I～1～3期（松井一明 1995）に該当すると判断される以外については、SX3出土の高坏や包含層出土の26～28・32高坏の破片や38の甕や鍋の把手についても6～7世紀代の坂尻I～II式期のなかで収まるものであろう。



第19図 第19次発掘調査区他全体図

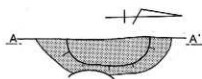
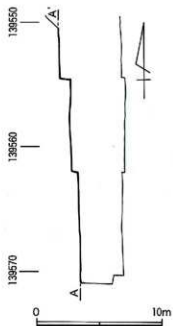
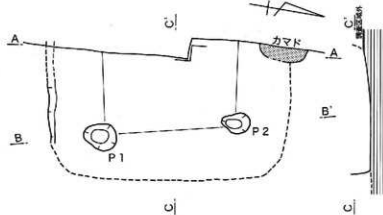


土層説明

I. 褐色土(表土)

II. 黒褐色土(遺物包含層 弥生~古墳時代の遺物含む)

基本土層



土層説明

1. 黒褐色土(炭化 物・黄色砂質土ブロック含む)

2. // (// 少量: // 多く含む)

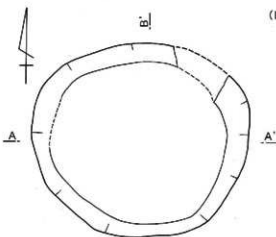
3. // (炭化物・焼土含む)

SB1

(レベル=19m00)

SB1・カマド

(レベル=19m00)



SK12

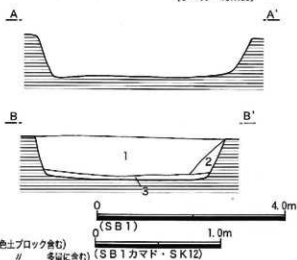
土層説明

1. 黒色土

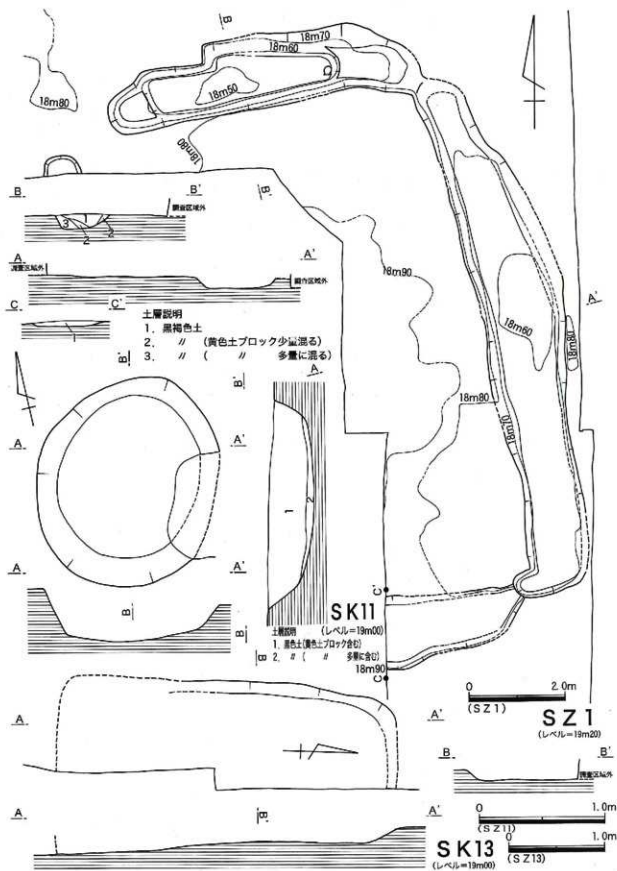
2. // (黄色土ブロック含む)

3. // (// 多量に含む)

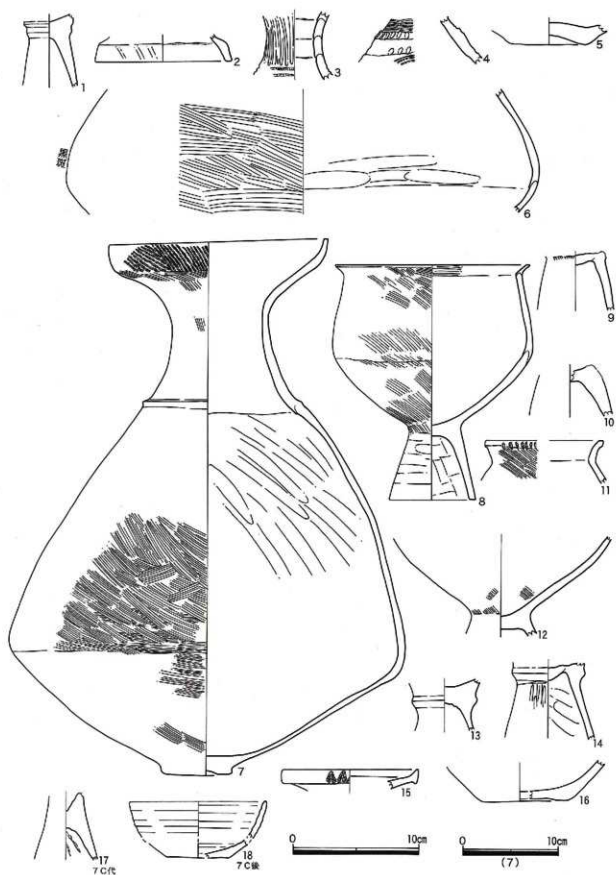
(レベル=19m00)



第20図 基本土層 SB1 SK12 実測図

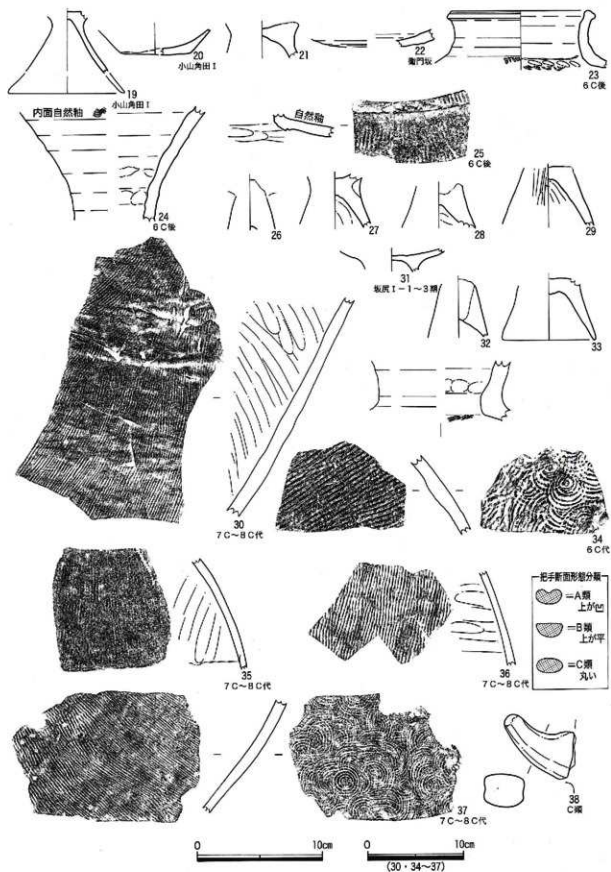


第21図 SZ1・SK11・13 実測図



第22図 土器実測図 1

1~12=SK11
13~16=SK12
17・18=SK13



第23図 土器実測図2

19~23 = S Z 1
24・25 = 近代器 I
26~30 = S X 3
31~38 = 弥生前期

第7章 ま と め

今回調査した第14・15・19次発掘調査区では、弥生時代中～後期、古墳時代前・後期、奈良時代の良好な遺構、遺物を確認することができた。本章では報告書作成のための時間制約もあるため、ある程度の遺構がまとまった第15次発掘調査関連地区の第5・6・8・15・16次発掘調査区での弥生時代中～後期、古墳時代後期の遺構についてまとめ、奈良時代の遺構については第14・15次発掘調査区で検出された郡衙関連遺構のうち、政庁院と正倉院の遺構に限定して分析をしまとめたい。

1. 弥生時代の遺構

第5・6・8・15・16次発掘調査区の弥生時代の遺構は中期と後期に分けられるが、主要な遺構はどれも方形周溝墓である。

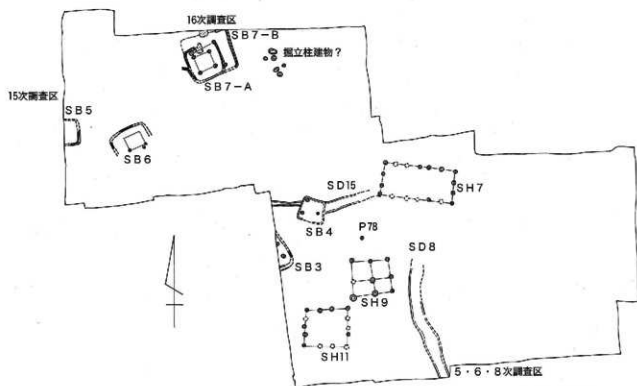
中期の方形周溝墓は第24図に示した通り、SZ1・2・5～15の13基が検出できた。このうち、全体の形態が判明したものはSZ1・2・5・6・14の棺4基で、小型のSZ6・14を除くと何れも四隅に陸橋をもつ東海・南関東型の方形周溝墓であった。他の周溝墓についても、隅部分に陸橋が見られるため、中期段階の方形周溝墓の平面形態は基本的には四隅に陸橋をもつタイプのものであった可能性が高い。築造時期については、時期を決定しうる土器が出土したものを検討すると、すべて中期後葉の白岩式段階のものである。白岩式の中も細分が可能で、古段階(SZ1・7)と新段階(SZ2・5・6・13)の2時期に分けられた。墳丘規模は方台部の寸法で、全長10m以上の比較的大型となるのが想定されるSZ7・15、全長10～7mになる中型のSZ1・2・5・8・11・13、全長6m以下になる小型のSZ6・14の3種に分けられそうである。ただし、報告書3でも指摘されていることであるが、掛之上遺跡の方形周溝墓の最初の築造時期については、今回の第14次発掘調査区の土器棺において明らかになったが、中期中葉段階に開始されていた可能性が更に高まった。

これらのデータから見ると第24図に示した通り、SZ1からSZ2、SZ7・8からSZ5・6、SZ13からSZ12・14、SZ10・11、SZ15の5小単位に分けられる。小単位群の群構成の型式については各墓の位置が重列状態となり溝を近接させるものを連結式、前方形周溝墓の溝を再掘削するものを連結式とし、この2者を山下型、重列配置のうち溝の一边を再利用するものを結合式として掛之上型、重列状態とはならず四隅方向に造墓を続けることにより団子状の配置になるものを瀬名型として分類した(松井一明 1992)。この分類で群構成を考えると、SZ1・2は瀬名型、SZ7・8・5・6も瀬名型、SZ13・12・14も瀬名型、SZ10・11は結合式の山下型?に分けられる。すなわち、本発掘調査区の方形周溝墓群の群構成の型式は瀬名型が中心となっておりと理解される。山下・掛之上型の方形周溝墓群は中・小規模の均質的な規模の周溝墓から構成されるのに対して、瀬名型の方形周溝墓群は全長10m以上の大型の周溝墓を含むことと関係がある。すなわち、SZ7・15の評価が重要となってきている。同じ掛之上遺跡のなかでも第1次発掘調査区では、掛之上型の群構成をもつ小単位群構成が見られ、おそらく第9次や第14次発掘調査区でも山下型や掛之上型の群構成をなしていることから考えると、総数200基になると予想される掛之上遺跡の中期方形周溝墓群の中心地域が、本発掘調査区付近になると想定されるのである。

調査区の東端では、土坑や柱穴の数が增加することから見ると、居住域か居住域付近の状況を示していると考えられる。墓域と居住域を区画する環濠や溝は見られないため、中期集落に関しては環濠集落ではない状況を示している。



弥生中～後期



古墳後期

第24図 時代別遺構変遷図1

後期の方形周溝墓は、後期後半中～新段階の築造時期となるSZ3・4の2基が、中期の周溝墓が築造されていない空間地を利用して築造されていることが判明した。SZ3については後期前半の溝であるSD1を埋めて築造されている。周溝墓の形態については何れも溝の再掘削が認められるため、築造当初の形態は不明と言わざるを得ないが、SZ3は中期以来の伝統的な四隅に陸橋をもつ形態、SZ4は北溝中央ないし北西隅の1箇所に陸橋が見られる後期に出現する新形態であることが判明した。溝の再掘削については、SZ3の北溝を切るSD12において廃棄されたと思われる壊れた土器群が見られること、廃棄された土器と墓に伴う土器の時期差がほとんど無いことから、周溝墓の築造後間もなく墓地となっていた周溝の一部を掘削し、土器の廃棄場所としていた可能性が考えられる。なお、この状況は中期段階のSZ7北溝でも確認されている。しかしながら、SZ3・4の西溝では明確に土器が廃棄された状況はないため、追葬に伴う墓の改修がなされた可能性も残されている。

後期段階の集落に関しても調査区東端から柱穴や上杭が見られるため、環濠集落にならない集落形態が想定される。ただしSD1のような排水口的の溝は見られるため、今後集落内部を区画する排水口的を兼ねた溝が存在する可能性は高いと思われる。

2. 古墳時代後期の遺構

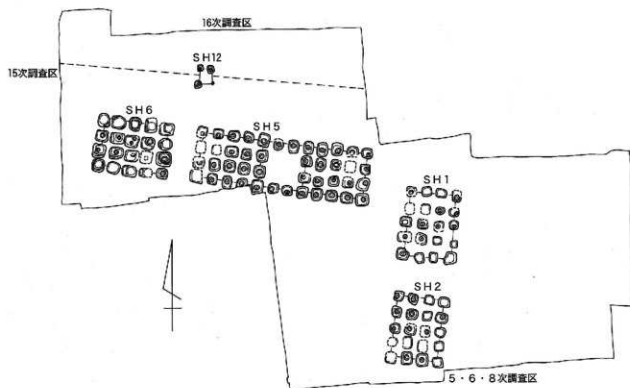
古墳時代後期の遺構に関しては、第5・6・8次発掘調査区において普通サイズの堅穴住居1棟（SB3）に対して、小型でかまどをもたない堅穴住居1棟（SB4）、高床の倉庫と思われる掘立柱建物1棟（SH9）、中規模の土間式掘立柱建物1棟（SH7）の組み合わせをもつ住居群が検出されている。第15・16次発掘調査区でも普通サイズの堅穴住居1棟（SB7）に対して、小型でかまどをもたない堅穴住居2棟（SB5・6）が検出されているが、近世の遺構が多かったせいか明確な掘立柱建物は抽出できなかった。柱穴群の分析から見ると、SB7の東隣にどうやら掘立柱建物が認められそうなので、第5・6・8次発掘調査区で検出されたものと同様な組み合わせからなる住居群が存在していた可能性は高いと思われる。住居群の時期は第5・6・8次発掘調査区のもの坂尻I-3式（TK43）段階、第15・16次発掘調査区のもの坂尻I-1・2式（MT15～TK10）段階の時期が考えられるため、各住居群においては時期差が存在し同時併存ではないことが判明した。

これらの住居群においては明確な区画施設は存在しない。第1次発掘調査区において柵列に囲まれた倉庫群を含む掘立柱建物のみからなる住居群が発見されており、この住居群については大門大塚古墳・御所森古墳の被葬者に関係した首長居館であると考えた。第5・6・8・15・16次発掘調査区における住居群については、明確な区画施設は存在しないが、倉庫や大型の掘立柱建物をもつことからみると階層の高いランクの集落構成員の住居単位であったと考えられる。

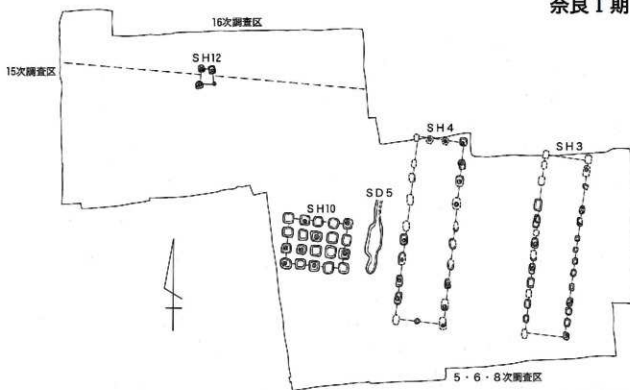
3. 奈良時代の遺構

今回の調査で最大の成果は郡衙関連遺構として、第14次発掘調査区で長殿風の土間式大型掘立柱建物と第15次発掘調査区で総柱の高床式大型掘立柱建物1棟が発見されたことである。

まず遺構の立地条件から見ると、第5・6・8・15・16次発掘調査区については標高は地表面の高いところで19.8mを測る。遺跡の最高所は東南端部分で20.4mを測ることから、第5・6・8・15・16次発掘調査区の標高は掛之上遺跡の中心部としては最も高所に立地している。郡衙正倉を設置するにあたり定められた養老倉庫令の「凡倉。皆於高燥処置之」の規定には合致する立地条件である。長殿風の建物が発見された第14次発掘調査区の政庁院地区に関しては、地表面で標高18m前後を測り正倉院地区とは2m近い標高差が存在するため、正倉院と政庁院に関しては1m以上の標高差をもった



奈良Ⅰ期



奈良Ⅱ期

0 10m

第25図 時代別遺構変遷図2

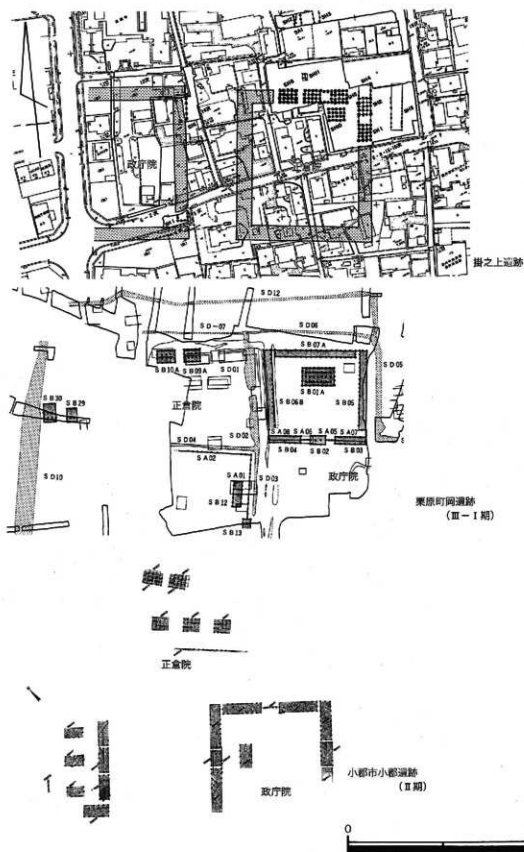
造成工事がなされていた可能性が指摘される。

次に、建物の位置関係から検討すると、SH5と10は2m程度しか離れていないため、軒先が触れるほど接近した建物配置は想定できないこと、SH10の東端の梁行がSH5の東から2列目の梁行になり微妙に位置が合わないことから見ると、SH5と10は同時期に存在していたとは考えられない。SH1と2は桁行の側柱列が一致することから同時期と考えられる。SH1の北端の梁行方向と、SH5の南から2列目の桁行方向と一致することから、SH1の底はSH5の建物の梁行のほぼ中心となることから、SH1・2と5及び6はL字状に配置された同時期の建物群と考えられる(第25図奈良I期参照)。

建物の柱穴の切合関係から見ると、SH4の柱穴はSH1・2の柱穴よりも新しいことが判明しているため、SH4はSH1・2よりも新しい建物である。SH4とほぼ並行して配置されている建物であるSH3も同期期の建物と判断した。さらに建物配置から、奈良I期の建物とはならないSH10も奈良IIの建物に含めると、第25図に奈良II期の建物配置を考えてみたが、SH10は奈良I期よりも古くなる可能性も考えられる。また、SH5・6とSH3・4との柱穴の切合関係からの確実な新旧関係も不明であり、これらの建物とSH3・4が同時に存在していた可能性も残されている。

掘立柱建物個々についてその建物構造を大きく見るならば、SH1・2・5・6・10の総柱の高床大型倉庫と、SH3・4の側柱式建物に分けられる。前者の建物は双倉を除くと3間×4間の型式に統一され、柱間の規模は柱中心間で平均2～2.2mを測ることから、概ね7尺(1尺=30cm)の柱間に統一されていた規格性の高い建物で、恒久性の高い高床倉庫であることが分かる。後者の建物については建物規模こそ大きい、柱間には統一性がないうえに、柱穴の規模も小さく、柱自体も前者の建物と比べると細いものであることから、恒久性のある建物とは思えない。山中敏史氏によると文献資料に見られる倉の名称の検討から、前者を「倉」、後者を「屋」に該当すると考えている。「倉」の名称については板倉、丸木倉、甲倉、法倉、双倉等の名称が見られ、さらに郡衙正倉の高床建物の型式は3間×4間ないし3間×3間のものが主体であるという(山中敏史 1994)。

さらに山中氏の説によると、恒久性の高い大型の倉庫については、穀・穎稻を納めた穀・穎倉で非常のための備蓄米の倉庫である不動倉や動用倉、恒久性の低い側柱式建物については頻繁に出し入れを行う公出挙用や官衙経費に供される穎稻を保管した願屋であると考えている。今回検出されたSH4については、SH1・2を解体しほぼ同じ場所に重なるようにして建てられたもので、倉庫以外には用途が考えられないことから、「屋」としての機能を示す建物としてよいものであろう。とするならば、本発掘調査地区から見ると、奈良時代後～末葉に正倉の機能に何らかの変化が加えられ「倉」から「屋」への機能の比重が高くなった事を示唆していると考えられる。同じような高床倉庫から側柱建物への変遷を辿る遺跡としては、宮城県宮崎町東山遺跡(陸奥国賀美郡衙)、鳥取県松江市田原遺跡(意宇郡山代郷正倉)が知られている(奈良国立文化財研究所 2000)。また、鳥取県倉吉市不入岡遺跡(伯耆国衙間連施設か久米郡衙)では、8世紀前半では政庁的な建物群が主体であった地区が、8世紀後半になるとSH4と同規模の建物が11棟以上並んだ状況で検出されており、付近には総柱の高床建物は2棟が存在するが側柱建物主体の倉庫群が知られている(倉吉市教育委員会 1996)。掛之上遺跡とこれらの遺跡の「屋」の存在を重視すると、当初には動用倉や不動倉を主体として成立した正倉院の性格が、出挙用の願屋を主体とするものに変質したのではないかと思われるのである。これらの遺跡の「倉」から「屋」への変化が、いずれも8世紀後～末葉にあたることは明白で、律令時代の地方官衙の変質を知るうえで重要な問題点を孕んでいるかも知れない。正倉院での「屋」の機能についてはさらに重要視されるべきものであろう。



第26図 掛之上・岡・小郡遺跡政庁・正倉院比較図 (各報告書より改変作成)

第16次発掘調査区でのSH12を正倉北辺を区画する四脚門と考えてみたが、遺構の保存状況が良くないこと、奈良時代の地表面が大きく削平されており塀や堀が検出できていないため推測の域ではない。しかしながら、SH5の西端の延長上にSH12が位置していることが示唆的である。

第14次発掘調査区で検出された土間式の大規模掘立柱建物については、第3次発掘調査区で発見された大規模掘立柱建物と一連のものであることが判明した。同一の建物であるかどうかは明らかではないが、いずれも政庁院を区画する長殿風の建物になると考えたい。となると第26図に示したような、南北方向70~80m、東西方向50m以上の政庁院の範囲を想定することが可能となる。全国的な政庁院の規模を検討すると例えば滋賀県栗東町岡遺跡(栗東郡衙、栗東町教育委員会 1996)の政庁院は50×55m、福岡県小都市小郡遺跡(御原郡衙、小都市教育委員会 1980)の政庁院は東西55mの規模となりおおよそ半町規模になることが多いようであるため、掛之上遺跡の政庁院の範囲はこれらと比較するならば1.5倍近い規模となってしまう。しかしながら、鳥取県郡家町万代寺遺跡(八上郡衙、郡家町教育委員会 1983)のように100mの1町規模になる政庁院も知られているため、掛之上遺跡の政庁院の規模についても容認できる範囲になると考えられる。ちなみに、第26図では正倉院の規模についても一辺70~80mと政庁院と同規模の範囲で考えてみたが、南辺の状況が判明しないため想像の域でるものではない。

これら奈良時代の建物群の主軸方向(国土座標で東へ10°傾く角度)の問題であるが、まず広域条里との関係を検討したい。袋井市川田藤藏洲遺跡(袋井市教育委員会 1993)や同春岡遺跡で検出された条里水田から検討すると、太田川水系平野部での広域条里の主軸方向は国土座標で西へ21°傾く結果が得られており、これらの状況と掛之上遺跡の建物群の主軸方向は合致しない。原野谷川中流域での確実な条里方向は分からないが、佐野郡衙と見られている坂尻遺跡の大規模掘立柱建物の主軸方向は、概ね磁北(国土座標で西へ6°40'傾く角度)方向になる傾向が多い状況とも異なる角度となっている。太田川下流域で官衙関連遺跡と目されている浅羽町新堀遺跡の主要掘立柱建物は、国土座標で西へ19°~21°傾く傾向があり(静岡県埋蔵文化財調査研究所 1992)、太田川水系の広域条里の方向と合致しているが、これも掛之上遺跡の建物群の主軸方向とは異なる結果となっている。

坂尻遺跡での状況は広域条里設定以前の評価段階に郡(評)衙が成立していたことから、広域条里に規制されない建物群が見られるのに対して、新堀遺跡のように広域条里設定後に成立した建物群は、広域条里の主軸方向を採用するものと考えられる。なお、新堀遺跡出土の奈良時代土器群の最古のものが奈良時代第2四半期に該当すると報告されていることから、少なくとも太田川水系の広域条里の設定時期は、奈良時代第2四半期以前になる可能性がでてきたといえよう。となれば、今回検出された掛之上遺跡の建物群の主軸方向については、いかなる原理の元に設定されたのか判断する材料をもたない。少なくとも広域条里には規制されない建物群であるとしか現段階では言いようがない。広域条里設定以前の建物群だとすると、なぜ坂尻遺跡のように磁北を採用せずに、東へ10°傾く角度になるのか、さらに疑問点が膨らんでくる。掛之上遺跡の郡衙正倉の成立時期は出土遺物からの検討では8世紀前~中葉となり明らかに評価段階には溯らないが、広域条里設定前の奈良時代前葉のある時期に成立時期を求めることが可能かと考えられるが、今後の検討課題の一つとしておきたい。

最後に、掛之上遺跡の建物群が郡衙正倉に該当する建物群であるならば、その郡衙名について少し検討しまとめたい。まず、掛之上遺跡からは墨書土器をはじめとした文字資料の出土は見えていないため、直接郡衙名を確定する資料には現在のところ恵まれていない。袋井市域で該当するような郡名をあげると、佐野郡、周智郡、山名郡、長下郡があげられる。このなかで佐野(益)郡については「佐野厨家」などの墨書土器を出土した坂尻遺跡が最も有力視されている。周智郡は「知」や「九

周」などの墨書土器が採集されている稲荷領家遺跡と、稲荷領家遺跡に隣接する帯金具や「若」などの墨書土器を出土した春岡遺跡があげられる。

残るは山名郡が長下郡であるが、山名郡は養老6年(722)に佐益郡八郷を分割して成立した郡であり、地理的に見て佐益郡衙の坂尻遺跡と至近距離にあること、出土遺物の検討から大型建物群の成立時期が8世紀前〜中葉になることから見ると、掛之上遺跡の郡衙名は山名郡衙と考えることが有力視される。しかしながら、従来より山名郡衙比定遺跡があり、稲荷領家遺跡(原秀三郎 1983)と新堀遺跡(佐野五十三 1993)が組上にのぼってくる。新堀遺跡からは「山名厨」の墨書土器や瓦の破片が出土していることを根拠とし、付近に山名郡衙の存在が推測された遺跡であるが、その後の周辺遺跡の調査では郡衙クラスの奈良時代の有力遺構が検出された遺跡はない。「厨」関連の墨書土器は例えば土橋遺跡で「国厨」が出土したように、国府や郡衙の出先機能をもった施設が郷単位の有力集落に存在する可能性もあり、新堀遺跡も山名郡衙厨家の出先施設の一つであったと考えられないか。となれば、太田川下流域は山名郡の領域になることを裏づける根拠の一つになると考えられる。

稲荷領家遺跡については現在残る地名考証(長下郡内に幡多、貫名郷が存在することにより)から太田川中流域を山名郡、下流域を長下郡と考え、山名郡内に存在する最有力遺跡であることから山名郡衙と考えられた遺跡である。しかし、平城京で山名郡より堅瀝(郷)を税として納めた記載のある木簡が出土しているので、山名郡は海に面していたことが分かり、かなり内陸部に位置する稲荷領家・春岡遺跡についてはやはり周智郡衙としたほうが妥当であると考えたい。

長下郡は和銅2年(709)に長田郡を分割して長上郡と長下郡とした郡で、平城京出土の木簡から郷の納税が認められることから、山名郡同様海に面していた郡と考えられる。長下郡の領域については確実なところは不明であるが、『続日本記』に和銅8年(715)に遠江で地震が発生し山崩れのため鹿玉河(天竜川)が決壊し、下流の敷智、長下、石田(磐田)の3郡が洪水に見舞われた記述が確認できることから、長下郡については天竜川下流域に存在していたと考えられる。

このような諸状況から考えると、掛之上遺跡の官衙関連遺構については、山名郡衙関連の遺構とすることが現段階では妥当であると考えているが、掛之上遺跡からはそれを決定すべき文字資料が出土していないため検討の余地は充分残されている。今後の文字資料の出土が望まれる。

今回の調査では前年度に引き続き郡衙の正倉院関連の大型倉庫以外にも政庁院の関連建物と思われる長殿風の大型建物の発見があり、正倉院と政庁院が隣接して存在する状況が明らかになったことが最大の成果であった。また、その周辺部には郡衙関連遺構の発見を望むことも可能となり、掛之上遺跡の発掘調査については今後とも慎重に進めていく必要を強く強調してまとめの言葉としたい。

(奈良時代の遺構に関しては一部報告書3より転載した)

【 参考文献 】

- 袋井市教育委員会他 2001 『第1次発掘調査の遺構と遺物』『掛之上遺跡Ⅶ—袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書2—』
- 袋井市教育委員会 1983 『掛之上遺跡Ⅱ—袋井市掛之上遺跡第2次発掘調査報告書—』
- 袋井市教育委員会 1995 『掛之上遺跡第3次調査報告』『大門遺跡Ⅴ—大門1遺跡第2次発掘調査報告書—』
- 静岡県埋蔵文化財調査研究所 1998 『掛之上遺跡—平成9年度二級河川原野谷川社会環境基盤重点河川事業(地方特定)工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—』(第4次発掘調査)
- 袋井市教育委員会他 2000 『掛之上遺跡—平成11年度袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書—』(報告書1・第5次発掘調査)
- 袋井市教育委員会他 2001 『掛之上遺跡Ⅶ—袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書2—』
- 袋井市教育委員会他 2002 『掛之上遺跡Ⅶ—Ⅷ—袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書3—』
- 袋井市教育委員会他 2002 『掛之上遺跡Ⅸ—Ⅹ—袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書4—』
- 袋井市教育委員会他 2002 『一見えてきた昔の掛之ヒ—かけのうえ遺跡—袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書5(掛之上遺跡Ⅺ)—』
- 袋井市教育委員会 1983 『大門遺跡—大門1遺跡第2次発掘調査報告書—』
- 袋井市教育委員会 1988 『大門遺跡—袋井市大門遺跡第4次発掘調査報告書—』
- 袋井市教育委員会 1990 『大門遺跡Ⅴ—大門1遺跡第5次発掘調査報告書—』
- 袋井市教育委員会 1987 『大門大塚古墳—昭和61年度基礎資料収集調査報告書—』
- 袋井市教育委員会 1993 『袋井の前方後円墳—袋井の首長墓を考える—』
- 袋井市教育委員会 1993 『川田・藤蔵河遺跡』
- 袋井市教育委員会 1995 『坂尻遺跡—遺物・総括編—』
- 袋井市教育委員会 1996 『高尾向山遺跡Ⅱ』
- 静岡県埋蔵文化財調査研究所 1993 『新堀遺跡』
- 袋井市教育委員会 1990 『坂尻遺跡—遺物・総括編—』
- 栗東町教育委員会 1996 『岡道跡第発掘調査報告書 1・2・3次調査』
- 郡家町教育委員会 1983 『万代寺遺跡第発掘調査報告書』
- 小郡市教育委員会 1980 『小郡遺跡 発掘調査と環境整備報告』
- 奈良国立文化財研究所 1998 『古代の館舎と村落・郷里の支配』
- 奈良国立文化財研究所 2000 『郡衙正倉の成立と変遷』
- 佐野五十三 1993 『山名厨をめぐって』『新堀遺跡』 静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 原秀三郎 1983 『律令制下の袋井市域』『袋井市史通史編』 袋井市
- 藤沢良祐 1986 『瀬戸大塚発掘調査報告』『瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要』Ⅴ 瀬戸市歴史民俗資料館
- 松井一明 1992 『考察—静岡県下における方形周溝墓の出現過程について—』『宇佐八幡神社境内遺跡』 袋井市教育委員会
- 松井一明 1993 『遠江における山茶碗生産について』『静岡県考古学研究』No25 静岡県考古学会
- 松井一明 1995 『古墳時代の掘立柱建物について』『古墳時代の集落』 静岡県考古学
- 松井一明 1995 『古墳時代前半期土器編年』『古墳時代後半期土器編年』『坂尻遺跡—遺物・総括編—』 袋井市教育委員会
- 松井一明 1996 『高尾向山遺跡に見る弥生時代後期方形周溝墓の採相』『高尾向山遺跡Ⅱ』 袋井市教育委員会
- 山中敏史 1944 『正倉の構造と機能』『古代地方官衙遺跡の研究』 塙書房

写 真 图 版

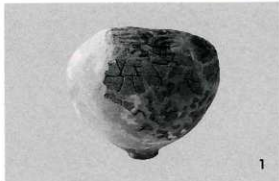
図版 1

1~9=第12次調査出土

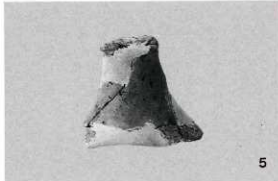
1=土器棺

5=SK5

7・9=SD1



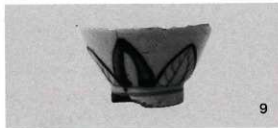
1



5



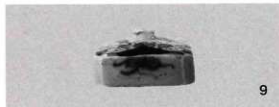
7



9

9~18=第14次調査出土

9・10=SK7



9



10

14・15・18=SK8



14



15

11~35=第15次調査出土



18



11

11・13=P3

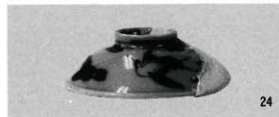


13



23

23・24=SD6



24



26

26・32・35=SD7



32



35

遺物写真(1)

※Noは図版Noと一致する

図版2

36~76=第15次調査出土

36~76=SD7



36



37



38



42



43



44



45



55



56



57



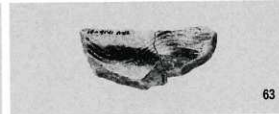
58



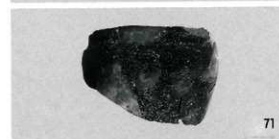
59



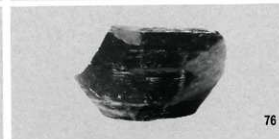
62



63



71



76

遺物写真(2)

※Noは図版Noと一致する

図版3

81~103=第15次調査出土

81~102=SD7



81



85



86



87



92



99

103=SD9



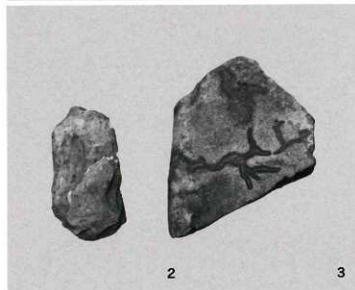
103

1~3=第15次調査出土

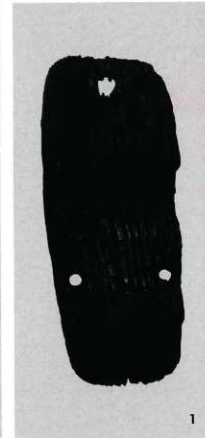
1=SD6

2=SD7

3=包含層



2



1

7・8=第19次調査出土

7・8=SK11



7



8

遺物写真(3)

※Noは図版Noと一致する

報告書抄録

フリガナ	カゲノウエイセキ ホンブンヘン				
書名	掛之上遺跡14・15・19 本文編				
副書名	袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書7				
編集著者名	松井一明				
編集機関名	袋井市教育委員会				
所在地	〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地1 ☎0538-44-3141				
発行年月日	2003年3月26日				
フリガナ 所収遺跡名	カゲノウエイセキ 掛之上遺跡				
フリガナ 所在地	シズオカケンフクロイシツカホ 静岡県袋井市高尾				
コード	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村 遺跡番号	34° 44' 24"	137° 55' 53"	20020507	420.0㎡	袋井市駅前第二地区 土地区画整理事業に 伴う区画2・4・5 号線道路建設
22216 151			～ 20030326		
所収遺跡名	種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
掛之上遺跡	集落跡	弥生時代 中・後期	方形周溝墓 土坑	土器・石器	弥生時代中期 大方形周溝墓 群
		古墳時代 中・後期	竪穴住居跡 方形周溝墓 土坑	土器（土師器・須 恵器）・鉄器 初期須恵器	有力集落 （豪族居館）
		奈良時代	大型掘立柱建物 櫓列	須恵器	郡衙推定遺 跡正倉・政庁
		近世	井戸 土坑 屋敷地割溝	陶磁器・かわらけ	有力屋敷地

袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書7

掛之上遺跡 14・15・19

— 本文編 —

発行年月日 2003年3月26日

編集・発行 袋井市教育委員会

袋井市役所建設経済部区画整理課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋1-1-1

印刷 松本印刷株式会社

〒437-0022 静岡県袋井市方丈3丁目3-11